


第 2 期 北海道自転車利活用推進計画（素案）

～ 誰もが安全・快適で楽しく自転車を利用できる
環境に◎観光に◎健康に◎もっと、自転車  北海道。～

令和 3 年（2021年） 月
北 海 道

目 次

はじめに	1
1 策定趣旨	
2 推進期間	
3 本計画の位置づけ	
4 本計画の構成	
I 自転車を取り巻く現状と課題	3
1 自転車を取り巻く現状	3
(1) 自転車の果たす役割	
(2) 安全利用と走行環境	
(3) サイクルツーリズム	
2 自転車利活用のさらなるステップアップに向けた課題	8
(1) 自転車利用の魅力・利点のさらなる理解促進	
(2) 安全利用・利用環境整備のさらなる推進	
(3) サイクルツーリズムの進展	
II 展開方向	10
1 北海道のめざす姿	10
2 3つの視点と展開方向	11
3 展開方向	
I 自転車の魅力を生かした多様なサイクルスタイルの実現	12
(1) 自転車利用促進に関する普及啓発・活用の推進	
(2) 自転車利用環境の整備の推進	
II 自転車を安全で安心して利用することのできる環境の構築	14
(1) 交通安全教育のさらなる推進	
(2) 自転車損害賠償保険等への加入促進の強化	
(3) 災害時における自転車の活用	
(4) 自転車利用環境の整備の推進（再掲）	
III 北海道の特性を生かしたサイクルツーリズムの推進	16
(1) 国内外のサイクリストの誘客、北海道の特性を生かしたサイクリング環境の創出	
(2) 自転車利用環境の整備の推進（再掲）	
III 施策の推進	18
1 施策推進の考え方	
2 施策の推進管理	
用語集	19



はじめに

1 策定趣旨

通勤や通学、買い物など、日常生活における身近な交通手段としての役割を担ってきた自転車は、近年、社会環境が複雑化、多様化する中、環境負荷の低減や健康増進、観光振興、さらには災害時の活用など、その果たす役割は大きく広がってきており、国においても、平成29年5月に「自転車活用推進法」*1（以下「法」といいます。）を施行、さらに法に基づき平成30年6月には「自転車活用推進計画」*2を策定し、自転車の幅広い活用の促進に向けた取組を進めているところです。

こうした中、道では、自転車の活用及び安全な利用に関する施策を総合的に推進するため、平成30年4月1日に「北海道自転車条例」*3（以下「条例」といいます。）を施行するとともに、平成31年3月に「北海道自転車利活用推進計画」（以下「計画」といいます。）を策定し、条例が掲げる理念を実現するため、自転車の利活用促進に向け様々な取組を進めてきました。しかし、今般の新型コロナウイルスの感染症拡大に伴う社会情勢の変化により、3つの密*4を避けるとともに、気軽に体を動かすことのできる自転車の魅力が再認識され、新たな生活様式の実践が求められる中、自転車の果たす役割はますます高まっています。

本計画は、条例が目的として掲げる、環境負荷の低減や道民の健康増進、サイクルツーリズムの振興等のもとより、自転車の活用及び安全な利用に関するさらなるステップアップに向け、本道の自転車を取り巻く現状と課題を踏まえながら、幅広い分野にわたる自転車関連施策を一体的に推進するために策定するものです。

2 推進期間

本計画は、国の自転車活用推進計画期間に準じ、2025年度までを推進期間とし、自転車を取り巻く社会環境の変化等を踏まえながら、適宜、必要な見直しを行います。

3 本計画の位置づけ

本計画は、法第10条に基づき、都道府県自転車活用推進計画*5として策定するものであり、北海道全域を計画区域とします。

また、本計画は、北海道総合計画における特定分野別計画として位置づけています。

【参考：自転車活用推進法（抜粋）】

第十条 都道府県は、自転車活用推進計画を勘案して、当該都道府県の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画（次項及び次条第一項において「都道府県自転車活用推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

第十一条 市町村（特別区を含む。次項において同じ。）は、自転車活用推進計画（都道府県自転車活用計画が定められているときは、自転車活用推進計画及び都道府県自転車活用推進計画）を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画（次項において「市町村自転車活用推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。



【参考：北海道自転車条例の概要】

区 分	概 要
目的・ 基本理念	・自転車の活用及び安全な利用の推進に関する施策を総合的に推進 ①環境への負荷の低減 ②災害時の交通機能の維持 ③道民の健康の増進 ④自転車利用者及び歩行者の安全確保 ⑤サイクルツーリズムの振興
基本 的 施 策	①体制の整備 ②自転車交通安全教育の推進 ③普及啓発等 ④自転車専用道路*6等の整備 ⑤サイクルツーリズムの推進 ⑥財政上の措置
責 務・ 役 割 等	<p>【道】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合的な施策の策定・実施 ・市町村への助言等 ・国、市町村、関係機関・団体との緊密な連携 <p>【自転車利用者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係法令の遵守、歩行者・自動車等に十分配慮した利用、必要な点検整備 ・乗車用ヘルメットの着用、夜間の自転車側面への反射器材の装着 ・自転車損害賠償保険等への加入 <p>【自動車等運転者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車及び自動車等が共に道路を安全に通行できるよう配慮 ・自転車の側方通過時の安全な間隔の確保又は徐行 <p>【道民】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車の活用等の推進に関する理解 ・関係法令の遵守、自転車の利用に関する知識・技能の習得、環境への負荷の低減に資する利用、家庭・地域等における交通安全教育・啓発 ・国、道、市町村の施策への協力 <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業活動における自転車の活用等の推進 ・事業活動において従業員等に自転車を利用させる場合には、関係法令の遵守、乗車用ヘルメットの着用を推奨 ・国、道、市町村の施策への協力 <p>【自転車関係団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車の活用等に関する機運醸成のための活動 ・国、道、市町村の施策への協力
保険等の 加入促進	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車小売業者：自転車損害賠償保険等に関する啓発等 ・自転車貸付業者その他事業者：事業活動に係る自転車損害賠償保険等への加入

4 本計画の構成

I 現状と課題

- ◆自転車を取り巻く現状
- ◆自転車利活用のさらなるステップアップへの課題
 - ・自転車の果たす役割
 - ・安全利用と走行環境
 - ・サイクルツーリズム

II 展開方向

- ◆北海道をめざす姿

誰もが安全・快適で楽しく自転車を利用できる
環境に◎観光に◎健康に◎もっと、自転車北海道。
- ◆3つの視点と展開方向
 - 【視点① もっと、自転車を知る・使う】
 - 【視点② もっと、自転車を安全・安心に】
 - 【視点③ もっと、自転車を楽しく・快適に】

III 施策の推進

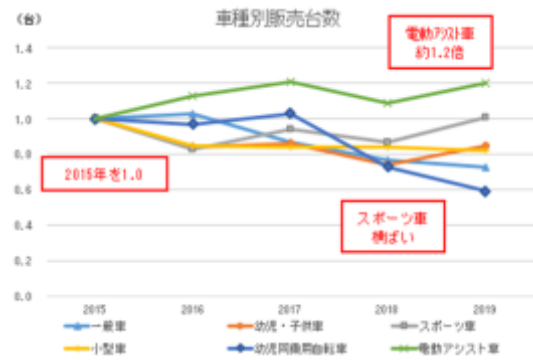


I 自転車を取り巻く現状と課題

1 自転車を取り巻く現状

(1) 自転車の果たす役割

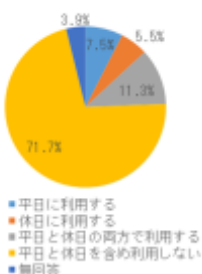
- 平成25年までは、自転車販売台数の推移のうち、スポーツ車*7の販売台数が大きく伸びるなど、利用目的が多様化している傾向でした。また、平成27年以降の推移に注目してみると、全国の新車販売台数が減少傾向である中、車種別では、スポーツ車の販売台数は横ばい、電動アシスト車は増加傾向であり、高齢化や新技術の進展など社会情勢に応じて販売車種の変化が生じていると思われます。



出典：(一財)自転車産業振興協会 自転車国内販売動向調査

- 平成30年度の地域別自転車保有台数の推計を見てみると、北海道は1世帯あたりの保有台数が1.031台（一般財団法人 自転車産業振興協会）と、都道府県のうち40位となっており、日常生活における利用交通手段を見ても、自家用車での移動が大半を占め、自転車を利用した移動は全国平均の11.6%を下回る8.5%（平成22年度 国勢調査）となっています。
- 道民の自転車の利用状況を見ると、平日・休日での利用を合わせると約24%となっており、道民の利用頻度がうかがえます。また、その利用目的は「買い物」が約70%と最も高く、次いで「休日の余暇活動」が約38%、「通勤」が約36%となっており、利用する理由としては、自転車の持つ特性でもある「歩くより速いから」が約72%、「経済的だから」が約38%であるほか、「健康に良さそうだから」が約49%、「環境に良いから」が約18%と、自転車が日常生活に活用される際における、健康志向や環境意識の高まりなどに応じた利用の多様化がうかがえます。なお、全国的には4人に1人が新型コロナウイルスの流行後に自転車通勤を始めたというデータ（au損保 令和2年7月調査）もあるように、社会情勢の変化とともに自転車の果たす役割はより高まっています。

道民の自転車利用頻度



道民の自転車利用の目的



道民の自転車利用の理由

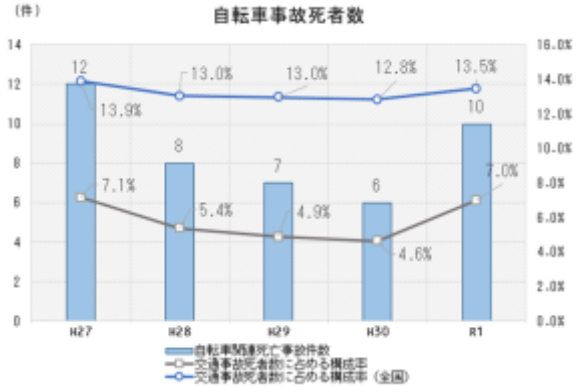
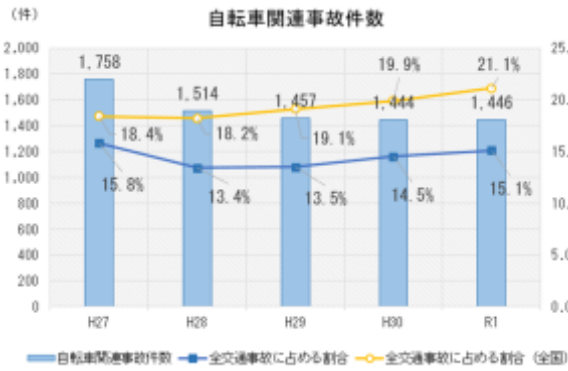


出典：北海道 令和2年実施の道民意識調査



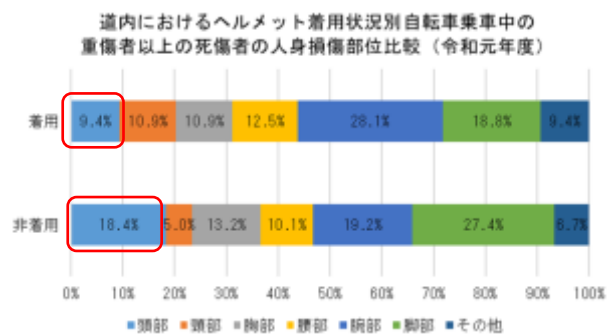
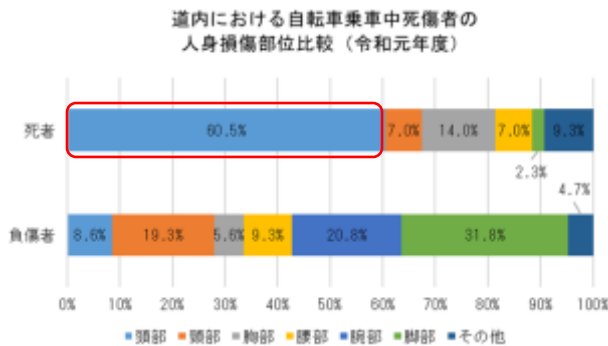
(2) 安全利用と走行環境

- 交通事故全体の発生件数が緩やかな減少傾向にある中、道内の自転車関連事故*8件数は平成29年以降横ばいとなっており、全交通事故件数に占める自転車関連事故の割合は微増となっています。
- 自転車事故死者数は過去5年間で平均8.6件となっており、全交通事故死者数に占める自転車死亡事故の割合は1割未満となっています。



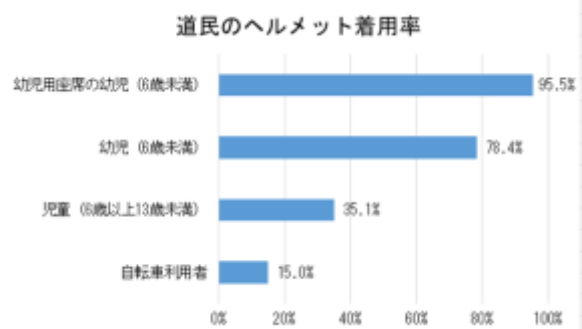
出典：北海道警察本部 自転車関連事故の実態
警察庁 令和元年度における交通死亡事故の発生状況等について

- また、小学生が当事者となる自転車関連事故発生件数は減少傾向であり、中・高生や高齢者は横ばいとなっています。相手当事者別の事故発生件数では、「自転車対自動車」は減少傾向となっている一方、「自転車対歩行者」は増加傾向となっており、死亡事故については、65歳以上の高齢者が5割程度となっています。
- 道内における自転車乗車中死傷者の人身損傷部位を比較してみると、自転車乗車中死者の6割程度が頭部の損傷で死亡していますが、ヘルメット着用者は、非着用者に比べて頭部の損傷割合が低くなっていることから、ヘルメット着用は安全確保において重要であることがわかります。



出典：北海道警察本部 自転車関連事故の実態

- 道民のヘルメット着用の状況を見てみると、幼児用座席に同乗している幼児は約96%、幼児が自転車を利用するときは約78%、児童が自転車を利用するときは約35%と減少していき、児童より年上の自転車利用者の着用率は約15%と低く、より着用に向けた働きかけが必要な状況となっています。

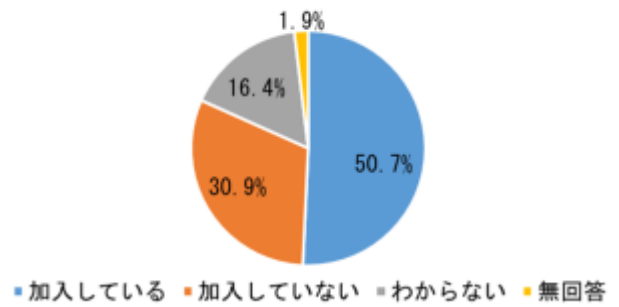


出典：北海道 令和2年実施の道民意識調査



- 近年、自転車事故をめぐる損害賠償も高額化しており、1億円近い賠償金の支払いが命じられる事例も出ていますが、道民の自転車損害賠償保険等の加入は約51%にとどまっている状況となっています。
- 一方、道内の貸付事業者における自転車損害賠償保険等の加入は8割程度となっています（北海道 令和2年8月調査）。
- 以上のことから、乗車用ヘルメット着用や自転車損害賠償保険等の必要性について、さらに認識を深めていく必要があります。

道民（自転車利用者）の自転車損害賠償保険加入率



出典：北海道 令和2年実施の道民意識調査

【自転車事故での高額賠償事例(5,000万円以上)】

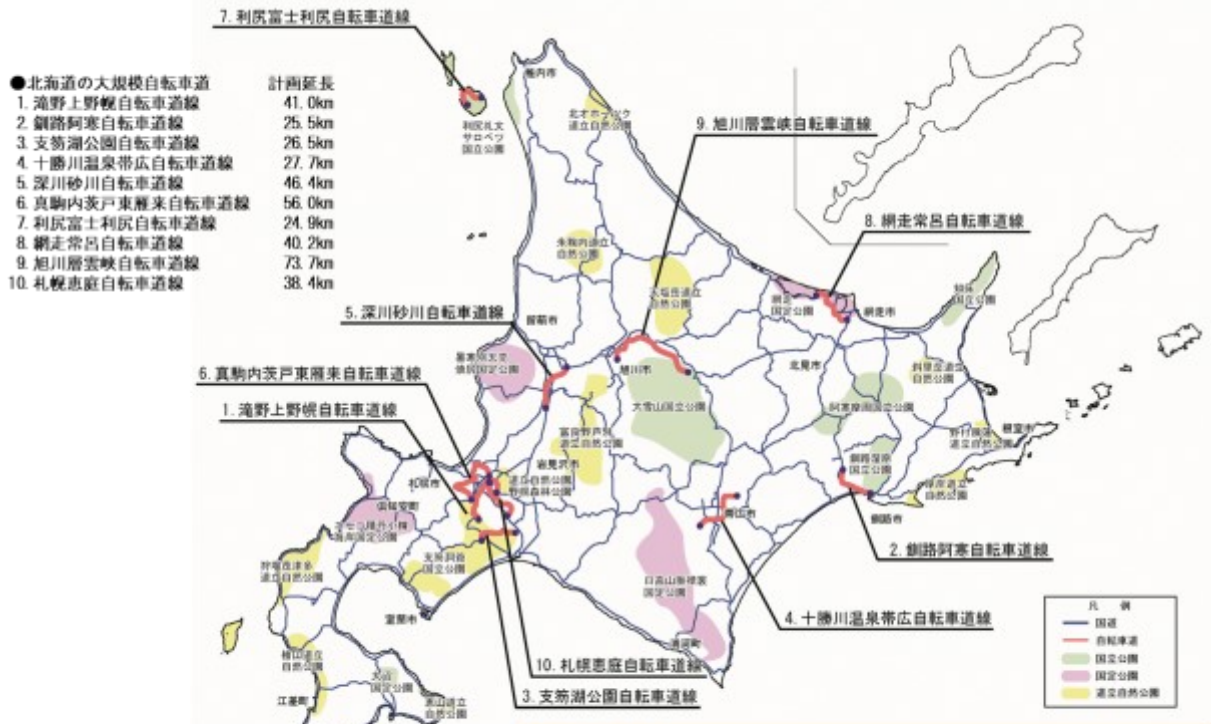
賠償額(概算)	地域	概要
約9,500万円	兵庫県	男子小学生が、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。
約9,200万円	東京都	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害が残った。
約6,700万円	東京都	男性が交差点に進入、横断歩道を横断中の女性と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡
約5,400万円	東京都	男性が交差点に進入、横断歩道を横断中の女性と衝突。女性は頭蓋内損傷等で11日後に死亡

- 国土交通省と警察庁は、歩行者と分離された自転車通行空間^{*9}の整備を推進するため、平成24年に「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（平成28年7月一部改定）」^{*10}を作成し、「自転車は『車両^{*11}』であり車道通行が大原則」という観点に基づきながら、自転車利用環境の向上に向け市町村が策定する自転車ネットワーク計画^{*12}による効果的、効率的な自転車空間の整備に取り組んでいます。
- 道では、これまでに9路線、約190キロメートルの自転車歩行者専用道路^{*13}である大規模自転車道等を整備しており、現在は、札幌恵庭自転車道線の整備を進めているところです。
- 安全対策はもとより、観光振興などの面において、自転車利用環境の創出は効果的であることから、今後より一層の推進が望まれますが、道内で自転車ネットワーク計画を策定しているのは、札幌市、北広島市、帯広市、旭川市、石狩市となっており、自転車通行空間の整備に向けては、より積極的な策定が求められています。
- また、自転車の走行位置を示す車道混在の矢羽根型^{*14}の路面表示^{*15}を知っている道民は約10%にとどまっていることから、路面表示の認知を進めるとともに、より安全で快適な自転車空間の整備の推進が必要です。道路を利用する全ての人が「自転車は車両である」という認識を共有し、歩行者、自転車利用者、自動車等運転者が、お互いの立場を理解し、思いやることのできる走行環境づくりを進めていく必要があります。





【参考：北海道の大規模自転車道】



大規模自転車道
距離の長い自転車歩行者専用道路で、道内には10コース（整備中含む）がある。自然公園、名勝、観光施設、レクリエーション施設などを結ぶコース設定が特徴。※一部区間は一般道路を利用する区間（迂回も含む）もありますので、交通ルールを守って利用してください。

※この情報は北海道のオープンデータを利用しています

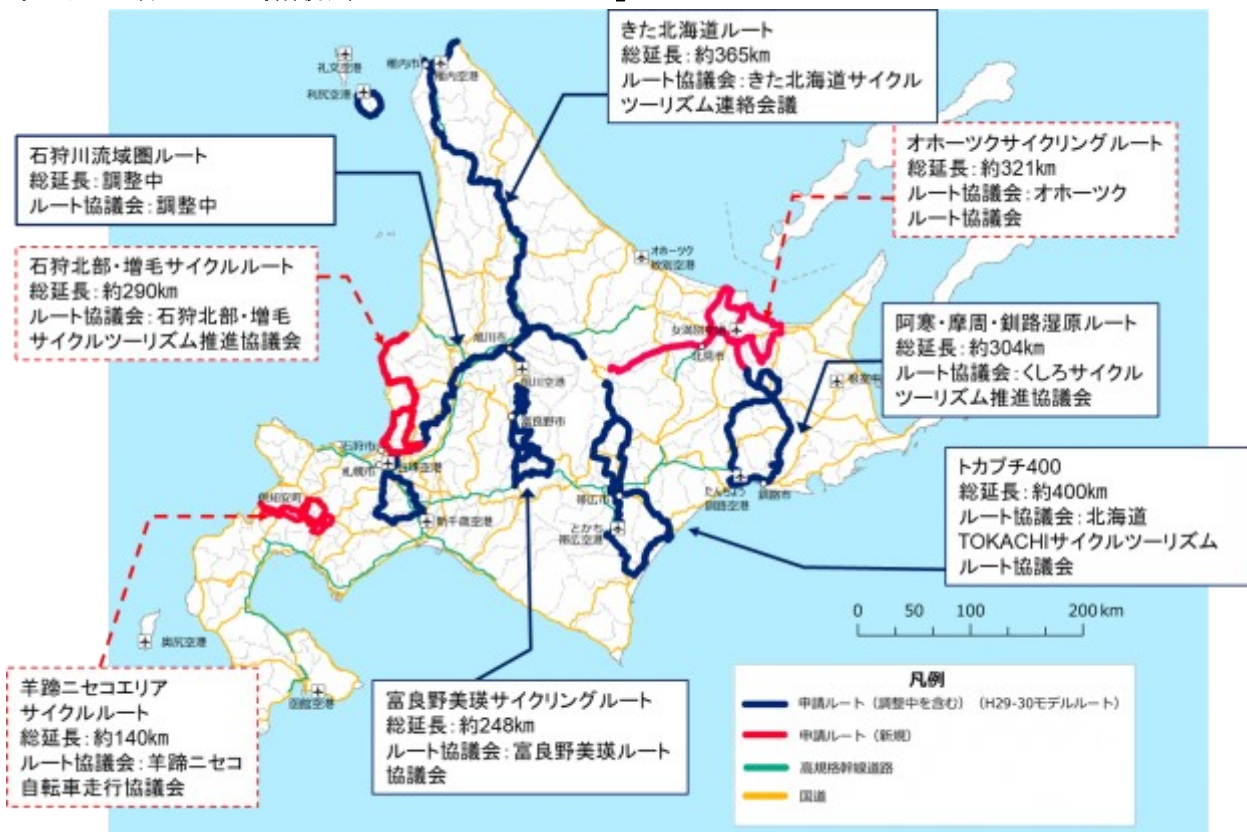
（3）サイクルツーリズム

- サイクリングと観光を組み合わせたサイクルツーリズムの取組は、ロードバイクやマウンテンバイクといったスポーツ車の販売台数の増加や訪日外国人観光客の大幅な伸びなどを背景に、注目を浴びています。
- 全国各地でも、地域活性化に向けた新たな取組として様々なサイクルツーリズムが開発されており、滋賀県では、琵琶湖を一周できるサイクリングコース「ぐるっとびわ湖サイクルライン」いわゆる「ビワイチ」を選定し、路面表示や案内看板の走行環境整備に加え、びわ湖一周サイクリング認定証の発行や湖上交通との連携等、利用者増加に向けた取組を進めています。年間利用者数は、平成27年が約52,000人だったのに対し、平成30年は約106,000人と大きく利用者数を伸ばしています。
- こうした特徴的な地域の動きがある中、国においては、法に基づき、自転車を通じて優れた観光資源を有機的に連携するサイクルツーリズムの推進により、日本における新たな観光価値の創造に向けて、ナショナルサイクルルート*16 制度を創設し、令和元年11月に第1次ナショナルサイクルルートとして、茨城県の「つくば霞ヶ浦りんりんロード」、滋賀県の「ビワイチ」、広島県及び愛媛県の「しまなみ海道サイクリングロード」を認定しました。



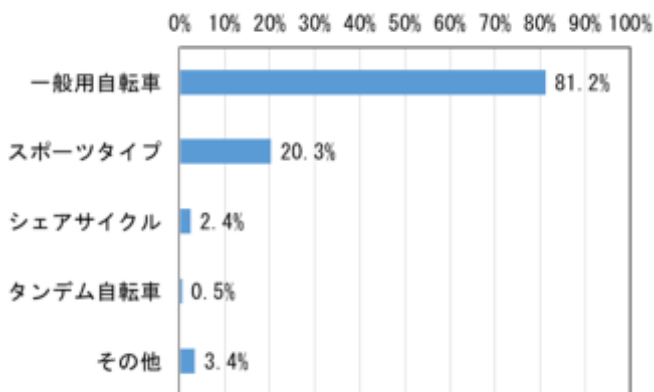


【参考：道内各ルート協議会のサイクルルート】



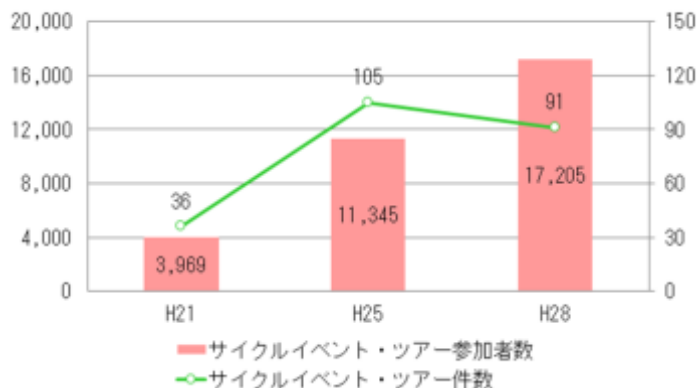
- 北海道においては、北海道開発局と道が事務局となり、北海道商工会議所連合会等からなる北海道サイクルルート連携協議会*17において策定した「北海道のサイクリングツーリズム推進方針」に基づき、北海道の観光資源を活用しながら、サイクリングを楽しめる環境の向上を目的として、道内のサイクルルートにおいて質の高いサイクリングツーリズムを提供する団体（以下、ルート協議会）を募集し、令和元年度までに7つのルート協議会のサイクルルートが、自転車活用推進計画におけるモデルルートに位置づけられています。
- 道内でのサイクリングツーリズムの状況について、道民の約20%がスポーツタイプの自転車を利用しサイクリングを楽しんでいる状況であり、また、平成28年までに道内で開催されるサイクリングイベントへの参加者数は増加傾向となっていますが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、多くのサイクリングイベントやツアーが中止になるなど、サイクリングツーリズムの動向に注視していく必要があります。

道民が利用する自転車の種類



出典：北海道 令和2年実施の道民意識調査

道内のサイクリングイベント及び参加者数



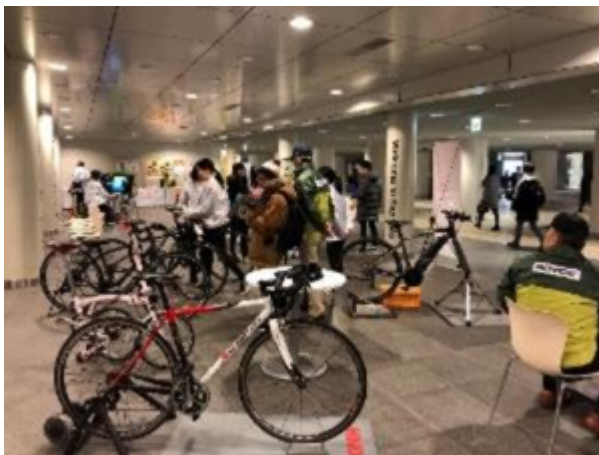
出典：北海道開発局 平成29年度 北海道のサイクリングツーリズムの推進に向けた取組



2 自転車利活用のさらなるステップアップに向けた課題

(1) 自転車利用の魅力・利点のさらなる理解促進

- 北海道では、関係機関及び団体と緊密な連携を図りながら効果的に施策を推進するために「北海道自転車活用等推進連携会議」*18を設置し、北海道自転車条例に基づく自転車の活用及び安全な利用の推進に関する取組を進めてきました。
- 自転車活用等の推進のための普及啓発として、「環境に◎観光に◎健康に◎もっと、自転車北海道。」というキャッチフレーズを活用して、イベントの開催や包括連携協定を締結している企業等と連携した広報、さらには「もっと、自転車北海道。」の公式Instagramを開設するなど、SNS・ホームページを含むWEBコンテンツや、ラジオやテレビといったマスメディアを活用しながら、幅広い啓発を実施してきました。



- しかしながら、北海道での日常における交通手段としての自転車の利用は全国平均を下回るとともに、自転車保有台数も全国で40位であるといった自転車活用の現状を踏まえると、もっと自転車の魅力や利点を知り、より生活の中で使っていけるように、幅広い世代で自転車活用についての理解をより一層深めていくことは重要な課題です。

- 環境に優しい乗り物である自転車の活用により、自動車への依存度を低くすることは、環境負荷低減だけでなく、交通渋滞の緩和や公共交通を補完することにも寄与することとなります。

- また、3つの密を避けながら気軽に利用することのできる自転車は、適切に利用することにより、効果的に脂肪燃焼するとともに、生活習慣病の予防やストレス軽減に効果があるとの研究結果が得られています。



- また、道では、平成30(2018)年12月、北海道のSDGs推進の指針となる「北海道SDGs推進ビジョン」を策定し、当該ビジョンに沿って、多様な主体と連携しながら、北海道全体でSDGsの推進を図ることとしています。

- 自転車の利活用の推進は、こうしたSDGsの趣旨を踏まえながら、「環境負荷低減」や「健康増進」といった自転車のもつ利点がゴールの達成に資する取組として、さらなる自転車利用についての理解促進に努めていくことが重要です。



(2) 安全利用・利用環境整備のさらなる推進

- ・ 北海道では、北海道自転車条例の普及啓発はもとより、安全利用の推進に向けて、自転車利用者への街頭啓発、参加体験型の自転車教室の開催等を関係機関及び団体と緊密な連携を図りながら行ってきました。
- ・ また、自転車道の整備や、案内看板及び路面表示（矢羽根型）の設置といった利用環境整備についても、国や市町村などと連携し、整備を推進してきたところです。
- ・ こうした中、歩行者、自転車利用者、自動車等運転者が、お互いの立場を理解しながら、思いやることのできる走行環境づくりを進めるため、「フレンドリーロード北海道」キャンペーンを実施するなど、安全な走行環境づくりの取組を進めてきました。

自転車利用者の交通安全



- ・ しかしながら、北海道においては、ヘルメット着用率及び自転車損害賠償保険の加入率が全国平均を下回っているといったデータも出ているほか、「自転車対歩行者」の事故件数は増加傾向にあります。北海道自転車活用等推進連携会議をはじめとする関係者からも、走行環境の安全性の向上の面で様々な意見が出されているなど、安全な利用環境整備のさらなる推進が求められています。

(3) サイクルツーリズムの進展

- ・ 北海道では、台湾やシンガポールなど、サイクリングが盛んな地域をターゲットとしたサイクルイベントへの参加やメディア招聘等といった戦略的なプロモーションを展開するなど、多様な主体と幅広く連携しながら、サイクルツーリズムの推進を図ってきました。
- ・ 道内では各地域において、関係者が連携しながら環境整備の取組を進めているところですが、さらなるサイクルツーリズムの進展に向け、新型コロナウイルス感染症を含む社会情勢の変化への対応や拠点整備・道路環境整備はもとより、ルート間をストレスなく移動できる手段の確保など、北海道の地域特性を踏まえたサイクリストの受入環境づくりを進めることは重要な課題です。
- ・ また、北海道の雄大な自然やマウンテンバイクを活用したトレイル利用の環境整備といった、オンロードとオフロードの双方をより活用した北海道の魅力を活かしたサイクルツーリズムの推進を図ることも重要な視点です。





II 展開方向

1 北海道をめざす姿

自転車が有する様々な可能性を最大限に生かし、自転車の利活用を推進していくため、本道の「めざす姿」を道民の皆さんと共有しながら、自転車を取り巻く環境の変化を踏まえた自転車関連施策を総合的かつ計画的に展開します。

◆もっと、自転車を知る・使う

身近な移動手段としてだけでなく、環境への配慮や健康づくりの観点から、新北海道スタイルの実践に向けて、多くの道民が気軽に自転車を利用できる北海道

自転車の魅力を生かした多様なサイクルスタイルの実現



◆もっと、自転車を安全・安心に

道路を利用するすべての人々が、交通ルールとマナーを守り、お互いを思いやりながら自転車を利用できる北海道

自転車を安全で安心に利用

◆もっと、自転車を楽しく・快適に

国内はもとより、海外から訪れる方々も含めた、多くの人々がサイクリングを楽しむことができる北海道

サイクルツーリズムの推進



2 3つの視点と展開方向

「めざす姿」の実現に向け、「もっと、自転車を知る・使う」「もっと、自転車を安全・安心に」「もっと、自転車を楽しく・快適に」の3つの視点に立ち、効果的かつ効率的に事業の展開を図ります。

誰もが安全・快適で楽しく自転車を利用できる「環境に◎観光に◎健康に◎もっと、自転車北海道。」

もっと、自転車を知る・使う

【展開方向Ⅰ】

自転車の魅力を生かした多様なサイクルスタイルの実現



① 自転車利用促進に関する普及啓発・活用の推進

② 自転車利用環境の整備の推進

もっと、自転車を安全・安心に

【展開方向Ⅱ】

自転車を安全で安心して利用することのできる環境の構築



① 交通安全教育のさらなる推進

② 自転車損害賠償保険等への加入促進の強化

③ 災害時における自転車の活用

④ 自転車利用環境の整備の推進（再掲）

もっと、自転車を楽しく・快適に

【展開方向Ⅲ】

北海道の特性を生かしたサイクルツーリズムの推進



① 国内外のサイクリストの誘客

② 北海道の特性を生かしたサイクリング環境の創出

③ 自転車利用環境の整備の推進（再掲）



もっと
知る
使う

[展開方向 I]

自転車の魅力を生かした多様なサイクルスタイルの実現

自転車が持つ幅広い魅力や価値を生かし、生活の様々なシーンでもっと利用されるよう、自転車を活用した多様なライフスタイルなどについて、普及啓発を図ります。



自転車利用促進に関する普及啓発・活用の推進

現 状

- ・日常生活における交通手段としての自転車利用は1割程度と低い割合である中、自転車利用の多様化が進んでいる
- ・自転車の持つ利便性はもとより、環境負荷低減や健康増進といった自転車の利点が再認識されるなど、社会情勢の変化とともに、自転車の果たす役割はより高まっている

課 題

- ・環境負荷低減や健康増進などの面でSDGsの推進に資するといった自転車が持つメリットや効果等、自転車利用についての幅広い世代への理解の促進及び啓発
- ・自転車に対する正しい知識と適切な利用をベースとした、更なる利用の促進

主な取組

- ・自転車活用を促進する企業、自治体、大学、団体等の連携強化
- ・自転車の利用促進に向けたイベント、フォーラム等の開催
- ・SNS等を活用した自転車愛好者のネットワーク拡大
- ・シェアサイクル*19の利用促進
- ・生活利用やスポーツライド等における自転車の正しい知識や適切な利用の普及啓発
- ・道内市町村における自転車活用推進計画の策定の促進



自転車利用環境の整備の推進

現 状

- ・道内では、効率的な自転車通行環境整備に必要な自転車ネットワーク計画の策定が札幌市、北広島市、帯広市、旭川市、石狩市の5市にとどまっている
- ・車道混在の矢羽根型路面表示を知っている道民は約10%
- ・9路線、約190キロメートルの大規模自転車道等を整備
- ・旭川市自転車ネットワーク計画に基づく矢羽根型の路面表示の整備推進



課題

- ・歩行者、自転車利用者、自動車等運転者の相互理解の促進
- ・新たな自転車利用者の拡大に向けた、安全に安心して利用できる身近な通行空間の整備
- ・安全に安心して利用できる自転車通行空間の整備状況の情報発信

主な取組

- ・自転車と自動車の相互理解の促進に向けたキャンペーンの継続
- ・大規模自転車道等を含む自転車通行空間の計画的な整備促進
- ・自転車通行空間の整備状況や駐輪場の位置など、自転車利用環境に関する効果的な情報発信

自転車の正しい知識を「もっと知り」、安全で快適な環境で「もっと使う」ことにより、多くの道民が自転車を楽しく利用するライフスタイルが根付いた北海道を実現

column

◆自転車を適切に利用することで「健康に◎」 身体に優しい有酸素運動を！

「最近、身体動かしていないな・・・」と思っている方、自転車に久しぶりに乗ってみませんか？ 自転車を持っている方のうち、約24%が「ほとんど使っていない」というデータがあるんですよ！

自転車は、一人で気軽に始めることができ、体内に酸素を取り入れながら、体の大きな筋肉を動かす有酸素運動に適した運動と言われています。さらに、筋肉への負担が少ないため、長時間の有酸素運動が可能であり、得られる効果は、心肺機能の増加、糖尿病や動脈硬化など生活習慣病の予防、体の余計な脂肪を落とすだけではなく、周りの景色、風や音を感じながらの運動であるため、日頃のストレス解消にも一役買ってくれます。

しかし、いくら筋肉への負担が少ないとはいえ、必要以上に負荷をかけて急な運動をすることは、関節を痛めるなど、逆に健康を害してしまう可能性もありますよね。北海道の成人で、週に1回以上スポーツを実施する割合は58%（平成30年度）となっていて、男女ともに30代から50代の働き盛り世代の運動習慣が少ない状況にあります。また、自転車利用者は男性よりも女性が少なく、成人以上では20～30代の自転車利用が少なくなっています。

それぞれのライフスタイルや年齢など、自分の体にあったスタイルで自転車を適切に使えるように、利用方法をもっと知ることは、環境に優しく快適な自転車の利用につながり、心身を健康にしてくれます。

例えば、適度な運動強度を図る方法として心拍数が良く知られています。適切な強度の範囲はカルボーネン法と呼ばれる計算式から求めることができます。

$$\text{目標心拍数} = (\text{最大心拍数}^{\ast 1} - \text{安静時心拍数}) \times \text{目標係数} (\%)^{\ast 2} + \text{安静時心拍数}$$

※1 最大心拍数 = 220 - 年齢

※2 目標係数（中高年） = 50～60%

例えば、40歳で安静時心拍数が1分間で70拍の方であれば、目標心拍数は125～136拍/分が目安ということになります。毎日の通勤を自転車に変えて、目標心拍数を意識して自転車に乗るだけでも、効果を得ることが期待できます。

長距離を走ることを目的とせず、散歩感覚で自転車をのんびり走らせながら、街中への食べ歩きや名所巡りなどを楽しむ「ポタリング」は、散歩するように走ることから「散歩」と呼ばれることもあります。

こうした「自転車を楽しむ」という新たな動きにより、自転車利用の裾野の広がりが期待されます。





もっと
**安全
安心**

[展開方向Ⅱ]

自転車を安全で安心に利用することのできる環境の構築

自転車利用者はもとより、歩行者や自動車等運転者を含む全ての人々が、交通ルールやマナーなどを遵守し、誰もが安全かつ快適に自転車を利用できる環境の整備を図ります。



交通安全教育のさらなる推進

現 状

- ・全交通事故件数に占める自転車関連事故の構成比は微増であり、自転車対歩行者の事故発生件数は増加傾向となっている
- ・ヘルメット着用率は年齢が上がるにしたがい低下する傾向が見られ、ヘルメット着用の重要性など安全利用に関する認知が低い

課 題

- ・歩行者や自動車等運転者を含む全ての人々における、自転車に関する交通ルールやマナーの理解促進
- ・ヘルメット着用促進を含む、利用者自身による交通安全意識の徹底

主な取組

- ・交通安全教室の開催などによる交通安全教育の推進
- ・自転車の安全利用に向けたフォーラム、イベントの実施
- ・日常的に利用する道民はもとより、事業者や訪日観光客など幅広い利用者に対する、交通ルールやマナーの普及啓発
- ・自転車利用者及び同乗幼児におけるヘルメット着用の働きかけの強化



自転車損害賠償保険等への加入促進の強化

現 状

- ・北海道自転車条例において、自転車貸付業者等に対し、自転車損害賠償保険等への加入を義務付け(自転車利用者は、努力義務)
- ・自転車事故を巡る損害賠償が高額化
- ・道民の自転車損害賠償保険等への加入率は5割程度

課 題

- ・北海道自転車条例で規定する自転車損害賠償保険等の加入促進に向けての理解促進(自転車利用者は、自転車損害賠償保険加入が努力義務等)
- ・自転車損害賠償保険等の加入促進



主な取組

- ・自転車損害賠償保険等の加入を促す普及啓発等の取組の拡大・強化
- ・損害保険事業者等と連携した加入促進の強化



災害時における自転車の活用

現 状

- ・大規模災害時に、ガソリン不足や交通渋滞の発生等により、移動手段として自転車の活用のメリットを再認識
- ・国において、被災状況の把握や住民の避難等、災害時における自転車の活用に関する課題や有用性について検討

課 題

- ・災害時における移動手段の確保という観点からの自転車活用の可能性に関する検討

主な取組

- ・国の検討状況や他自治体における活用等を踏まえた災害時における自転車の利活用に向けたあり方等の検討



自転車利用環境の整備の推進(再掲)

現 状 (再掲)

- ・道内では、効率的な自転車通行環境整備に必要な自転車ネットワーク計画の策定が札幌市、北広島市、帯広市、旭川市、石狩市の5市にとどまっている
- ・車道混在の矢羽根型路面表示を知っている道民は約10%

課 題

- ・市町村における自転車ネットワーク計画の策定促進
- ・自転車対歩行者の事故の防止
- ・自転車と歩行者を分離した走行環境の整備

主な取組

- ・安全で快適な自転車通行空間の整備を進めるため自転車ネットワーク計画の策定を促進
- ・大規模自転車道路等を含む自転車通行空間の計画的な整備促進(再掲)
- ・道路標識*20の設置や適切な路面表示(矢羽根型)など、自転車利用環境の整備
- ・安全な利用環境の確保に向けた交通ルール違反者の取締強化

みんなが交通ルールとマナーを守り、自転車の「もっと安全」な利用につなげ、道路を利用する全ての人が「もっと安心」して自転車を利用する北海道の実現



[展開方向Ⅲ]
北海道の特性を生かしたサイクルツーリズムの推進

雄大で豊かな自然や冷涼な気候など、北海道の地域特性を最大限に生かし、道内はもとより、国内外からのサイクリストの受入環境づくりを進めるなど、北海道の魅力を生かしたサイクルツーリズムの推進を図ります。

 **国内外のサイクリストの誘客、北海道の特性を生かしたサイクリング環境の創出**

<p>現 状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・健康志向の高まりや旅行ニーズの多様化など、国内外を問わず、サイクリングへの関心が高まっており、ナショナルサイクルルート指定をはじめ、全国各地で様々なサイクルツーリズムの取組が活発化 ・台湾など、サイクリングが盛んな国をターゲットとして積極的なプロモーションを展開
<p>課 題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体、関係機関、民間事業者等が連携した拠点整備等の促進 ・多彩で魅力的なルートをつなぐストレスの無い移動手段の確保 ・北海道の雄大な自然を活用したトレイルの利用環境の整備 ・北海道のサイクリングを安全で魅力あるコンテンツとして発信・提供できる人材の育成
<p>主な取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ルート協議会等の地域関係者が一体的に取り組む拠点整備等の推進 ・サイクリストの利便性向上に向けた、公共交通機関との連携のあり方検討 ・海外でも人気の高いマウンテンバイクなどを活用したトレイル利用の環境整備に向けた検討 ・サイクリングガイドなどサイクルツーリズム推進を担う人材の育成・確保

 **自転車利用環境の整備の推進(再掲)**

<p>現 状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道開発局と道が事務局となり、北海道サイクルルート連携協議会を設立 ・7つのルート協議会によりモデルルートが位置付け
<p>課 題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・魅力的なサイクルルートのさらなる整備及び磨き上げ ・北海道の魅力的なサイクルルートやトレイルなどの自転車利用環境に関する国内外に向けた情報発信強化



主な取組

- ・ルート協議会との連携によるナショナルサイクルルートを見据えた広域的なサイクルルートの検討・整備
- ・公共交通とレンタサイクル*21の活用など、自転車と他の交通手段を複合的に活用したサイクルルートの検討・整備
- ・案内標識*22や路面表示（矢羽根型）など安全・安心で快適な満足度の高いサイクリング環境づくりの推進及び普及啓発
- ・サイクリストが必要とする情報をストレス無く入手できる情報提供体制の検討・整備

国内はもとより、海外から訪れる多くのサイクリストが、「もっと楽しく」「もっと快適」にサイクリングすることができる北海道を実現

column

◆自然を楽しむマウンテンバイクダウンヒル&フロートレイル

サイクリングと観光を組み合わせた「サイクルツーリズム」は、地域活性化の新たな取組として全国各地で注目されており、道内市町村でも、様々なサイクルツーリズムが展開され、魅力的なサイクルルートが次々と生まれています。道路環境が整備されたオンロードでのサイクルツーリズムに加えて、大自然の中をマウンテンバイク（以下、MTB）で駆け巡る、オフロードを走る自転車の楽しみ方があるのを皆さんご存じですか？

アクティビティ、自然、異文化体験の3要素のうち、2つ以上を含む旅行形態である「アドベンチャートラベル（以下、AT）*23」は、欧米豪の富裕層を主な顧客としており、その市場規模は約72兆円ともいわれています。さらに、顧客一人当たりの観光消費額は、一般的な観光客より多いとされています。こうしたことから、ATの振興を図ることで、ATの一つであるMTBを活用したツーリズムも、需要が高まることが期待されます。

道内においても、こうしたMTBを活用したアクティビティを楽しむことができる場所がいくつかあります。その1つが「ニセコグラン・ヒラフのMTBダウンヒル&フロートレイル」です。いずれも夏期のスキー場を有効利用したコースとなっており、MTBダウンヒルコースは、コース全長約3,000m&高低差474mの本格ダウンヒルコースです。サマーゴンドラでのぼり、マウンテンバイクで一気に駆け下りる！マウンテンバイク中上級者には魅力的なコースです。一方、フロートレイルコースはスキー場の斜面を利用した、穏やかなつづら折りのコースで、バンクやウェーブを流れるように走行でき、MTB初心者でも気軽に楽しむことができます！



こうした夏期のスキー場などを有効活用したマウンテンバイクパークのほか、ハイキングコースのように無料で利用できる「パブリックトレイル」やMTB用の児童公園の役割をもつ「スキルズパーク」の整備は、MTBファンをより増やしていくことにつながります。令和3年度には、ATワールドサミット*24が北海道で開催される予定となっています。北海道における自転車利活用の推進には、こうした自然の利活用という北海道の魅力を生かした取組も重要です。皆さんも、MTBで北海道の自然を体感してみては！！

こうした夏期のスキー場などを有効活用したマウンテンバイクパークのほか、ハイキングコースのように無料で利用できる「パブリックトレイル」やMTB用の児童公園の役割をもつ「スキルズパーク」の整備は、MTBファンをより増やしていくことにつながります。令和3年度には、


ATワールドサミット*24が北海道で開催される予定となっています。北海道における自転車利活用の推進には、こうした自然の利活用という北海道の魅力を生かした取組も重要です。皆さんも、MTBで北海道の自然を体感してみては！！



III 施策の推進

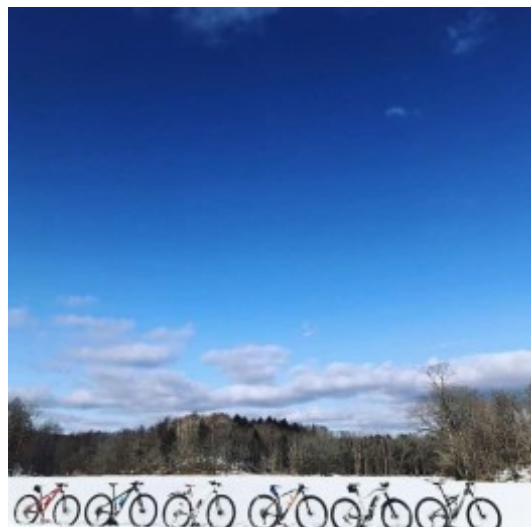
1 施策推進の考え方

幅広い分野にわたる自転車関連施策を相互に連携させながら、効果的かつ効率的な施策の推進を図ります。

なお、本計画は「持続可能な開発目標(SDGs)」の推進に資するものであり、「北海道SDGs推進ビジョン」(H30.12策定)の趣旨を踏まえ、多様な主体と連携を図りながら、「環境に◎観光に◎健康に◎もっと、自転車  北海道。」の実現に向けた取組を展開します。

2 施策の推進管理

PDCAサイクルに基づく「目標管理型行政運営システム」^{*25}等を活用し、年度ごとに自転車関連施策の推進状況を取りまとめます。



「#もっと自転車北海道」キャンペーン 受賞作品



用語集

P 1 * 1 自転車活用推進法

身近な交通手段である自転車の活用の推進に関する法律。基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び自転車の活用の推進に関する施策の基本となる事項を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成29年5月1日に施行。

* 2 自転車活用推進計画

自転車活用推進法第9条に基づき、自転車の活用推進に関する目標及び自転車の活用の推進に関し、講ずべき必要な法制上又は財政上の措置その他措置を定めた国の計画。

* 3 北海道自転車条例

自転車の活用及び安全な利用の推進に関する北海道の条例。基本理念や道の基本的施策などを定め、自転車の活用等により、環境への負荷の低減、道民の健康の増進、観光振興等を推進することを目的として、平成30年4月1日に施行。

* 4 3つの密

新型コロナウイルスの感染拡大防止に際して広く周知された、「換気の悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」、「間近で会話や発声する密接場面」の3つの略称。

* 5 都道府県自転車活用推進計画

自転車活用推進法第10条に基づき、国の自転車活用推進計画を勘案して、当該都道府県が区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画。

P 2 * 6 自転車専用道路

道路法第48条の14第2項に規定される、専ら自転車の一般交通の用に供するために、独立して設けられる道路。

P 3 * 7 スポーツ車

各種サイクルスポーツ及びレジャー用として長距離走行、快速走行など、それぞれの使用目的に適するような一般用自転車でチェンジギア装置を備えたものの総称。

P 4 * 8 自転車関連事故

第1当事者（事故による過失が重い方をいう。過失が同程度の場合は、損傷の軽い方）又は第2当事者が自転車の事故で、「自転車対歩行者」「自転車対自転車」「自転車対自動車」「自転車単独」に類型。

P 5 * 9 自転車通行空間

自転車が通行するための道路、又は道路の部分。

* 10 安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン

国土交通省と警察庁が、自転車の安全で快適な利用環境を創出する取組を推進するため、自転車通行空間として重要な路線を対象とした面的な自転車ネットワーク計画の作成方法や、歩行者、自転車、自動車が適切に分離された自転車通行空間設計の考え方等について、取りまとめた指針。

* 11 車両

道路交通法における車両とは、自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスを示し、自転車は同法で軽車両に該当する。

* 12 自転車ネットワーク計画

安全で快適な自転車通行空間を効果的、効率的に整備することを目的に、自転車ネットワーク路線^(※)を選定し、その路線の整備形態等を示した計画。

(※)自転車ネットワーク計画の基本方針や計画目標に応じて、自転車通行空間を効果的、効率的に整備することを目的に選定された、面的な自転車ネットワークを構成する路線。



P 5 *13 自転車歩行者専用道路

道路法第48条の14第2項に規定される専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供するために、独立して設けられる道路。

***14 矢羽根型**

道路幅員が狭く自転車道や自転車通行帯を整備することができない区間において、自転車利用者に安全な通行を促すことを目的として、車道の路肩に自転車の通行位置と方向を示すために描いた法定外の路面表示。

***15 路面表示**

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に規定されていない、法定外の路面に描かれた表示で、ペイント、石等で路面に描かれた線、記号又は文字。

P 6 *16 ナショナルサイクルルート

自転車活用推進計画の目標の一つでもある「サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現」のため、走行環境や受入環境等、質の高いサイクリング環境を有するサイクリングルートを、国が、日本を代表し、世界に誇りうる「ナショナルサイクルルート」として指定し、国内外にPRを図る取組。

P 7 *17 北海道サイクルルート連携協議会

北海道におけるサイクルツーリズムの振興による広域的な周遊観光等の地域振興の実現を目的に、官民が連携・協力した取組を行なうために、北海道開発局と北海道が設立した組織。

P 8 *18 北海道自転車活用等推進連携会議

北海道自転車条例に基づく自転車の活用及び安全な利用の推進に関する施策を、関係機関及び団体と緊密な連携を図りながら効果的に推進するため、北海道が設置した会議。

P 12 *19 シェアサイクル

必要なタイミングで他の人と自転車を共同利用するための仕組み。

P 15 *20 道路標識

道路交通法第2条第1項第15号に規定される、道路の交通に関し、規制又は指示を表示する標示板をいい、種類、様式等については、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令第1条～4条により規定。

P 17 *21 レンタサイクル

自転車を短期に有料で貸し出すサービス。

***22 案内標識**

目的地・通過地の方向、距離や道路上の位置を示し目標地までの経路を案内する「経路案内」、現在地を示す「地点案内」、「待避所」「パーキング」などの附属施設を案内する附属施設案内。

***23 アドベンチャートラベル（AT）**

アクティビティ、自然、異文化体験の3要素のうち、2つ以上を含む旅行形態のことで、シーカヤック、ラフティング、トレッキング、登山といった、海・山・川を活かした様々なアウトドアのアクティビティの総称。

***24 アドベンチャートラベルワールドサミット**

ATの国際的な団体であるATTA（Adventure Travel Trade Association）が主催する、世界最大のATイベント。

P 18 *25 目標管理型行政運営システム

道政運営の基本的制度として、Plan(企画立案)⇒Do(実施)⇒Check(評価)⇒Action(改善)の政策マネジメントサイクルを確立し、時代の変化や道民の期待に的確に対応できる行政の実現を図る取組。

◆ その他参考

1 自転車関連施策

もっと

知る
使う

【展開方向Ⅰ】

自転車の魅力を生かした多様なサイクルスタイルの実現

自転車が持つ幅広い魅力や価値を生かし、生活の様々なシーンでもっと利用されるよう、自転車を活用した多様なライフスタイルなどについて、普及啓発を図ります。



自転車利用促進に関する普及啓発・活用の推進

年度	事業等	概要	推進状況	予算額(千円)
H30	自転車安全利活用等推進事業 [総合政策部]	北海道自転車条例の目的に掲げる自転車の活用と安全利用を推進するため、広く道民等の理解を図るとともに、国・市町村・関係団体と連携体制を構築し、健康増進やサイクルツーリズムによる観光振興等を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 「環境に◎観光に◎健康に◎もっと自転車北海道」をキャッチフレーズに設定した啓発資材の作成・配布 幅広い層を対象とした自転車活用・安全利用のためのイベント「もっと自転車北海道inチカホ」の実施 自転車利用促進のため、AIR-G'と連携し、FB等を活用したキャンペーンの実施 自転車関連施策の効果的な推進のため、関係機関・団体で構成する北海道自転車活用等推進連携会議の設置・運営 	10,000
	地域政策推進事業 [総合政策部]	○石狩地域自転車活用促進事業 ・北海道自転車条例の目的に掲げる自転車の活用と安全利用を啓発するため、子ども向け体験イベントや高齢者を対象にした講座等を実施し、条例の趣旨の浸透を図るとともに、関係機関等との情報共有を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 道内外における自転車を活用した取組を把握し、その導入効果や課題について管内市町村と情報を共有 地域住民相互の交通安全意識を向上させるため、子どもや高齢者を対象とした交通ルール・マナー講習会を開催 	454
	地域づくり総合交付金 [総合政策部]	○石狩市自転車活用推進事業 ・石狩地域のサイクリング環境の向上のため、各種情報収集、調査、自転車活用推進に係る施策の検討等を実施する取組に対して支援する。	<ul style="list-style-type: none"> 基礎データの収集整理、関係団体へのヒアリング調査を実施 自転車活用推進に係る施策の検討 協議会の運営、及び報告書の作成 	2,400
	シェアサイクルの利用促進 [総務部]	日常生活における身近な交通手段や健康増進のための取組など、自転車の更なる利用促進を図るため、シェアサイクルの利用を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> サイクルシェアサイクリング事業者「特定非営利活動法人ポロクル」に対し、庁舎敷地にサイクルポート(16台分)の設置を許可 	—
	自転車ネットワーク計画策定の促進 [建設部]	安全で快適な自転車通行空間を効果的、効率的に整備することを目的に、市町村が策定する自転車ネットワーク計画への策定支援等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 自転車ネットワーク計画(石狩市)策定への参画 	—

年度	事業等	概要	推進状況	予算額(千円)
H31 (R1)	自転車利用環境向上会議の開催 [総合政策部]	日本の自転車環境の向上と道路交通環境づくりの推進のため、全国各地の自転車関連の取組を広く発信・共有し、具体的な自転車まちづくりにつなげていくための全国会議を札幌市で開催する。	<ul style="list-style-type: none"> 開催日時：R1. 8. 29(13:00～18:00) 8. 30(09:00～12:00) 開催場所：札幌コンベンションセンター 主催：北海道、札幌市、北海道開発局 テーマ：サイクルツーリズムの推進 自転車利用環境の向上 参加者数：463名 	—
	自転車活用等促進事業 [総合政策部]	北海道自転車条例の目的に掲げる自転車の活用と安全利用を推進するため、広く道民等の理解を図るとともに、国・市町村・関係団体と連携体制を構築し、健康増進やサイクルツーリズムによる観光振興等を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ビギナー女性のためのスポーツサイクル体験ライドの開催 自転車利用促進のため、AIR-G‘と連携したラジオキャンペーンやフォトコンテストの実施 自転車関連施策の効果的な推進のため、関係機関・団体で構成する北海道自転車活用等推進連携会議の設置・運営 	9,000
	地域づくり総合交付金 [総合政策部]	○石狩市自転車活用推進事業 ・石狩地域のサイクリング環境の整備を行うとともに、サイクルツーリズム推進のために実施するプロモーション活動に対して支援する。	<ul style="list-style-type: none"> サイクリストの安心・安全な走行環境確保を目的とした、案内標識のデザイン及び配置計画の検討 動画共有サービスで配信可能なプロモーション動画の制作 協議会の運営、及び報告書の作成 	800
		○ニセコサイクルフェスティバル事業 ・ニセコ地域の住民の自転車への理解促進やサイクリング環境整備、認知度向上を図るため実施するフェスティバルイベントに対して支援する。	<ul style="list-style-type: none"> 開催日時：R1. 7. 6(10:00～17:00) 7. 7(6:00～16:00) 開催場所：ニセコグランビレッジ第一駐車場 主催：(一社)HOKKAIDO EVENTS 参加者数：約6,000名 	3,000
	シェアサイクルの利用促進 [総務部・総合政策部]	日常生活における身近な交通手段や健康増進のための取組など、自転車の更なる利用促進を図るため、シェアサイクルの利用を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> サイクルシェアリング事業者「特定非営利活動法人ポロクル」に対し、庁舎敷地にサイクルポート(16台分)の設置を許可 包括連携協定を締結している日本生命が実施するイベントにおいて、ポロクルと連携し、シェアサイクル会員登録会を実施 	—
	自転車活用推進計画策定の促進 [総合政策部]	自転車活用推進法に基づき、自転車の活用を推進することを目的に、市町村が策定する自転車活用推進計画の策定を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の策定状況・策定予定時期の把握 市町村への情報提供の実施 	—
	自転車ネットワーク計画策定の促進 [総合政策部・建設部]	安全で快適な自転車通行空間を効果的、効率的に整備することを目的に、市町村が策定する自転車ネットワーク計画の策定を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の策定状況・策定予定時期の把握 市町村への情報提供の実施 	—

年度	事業等	概要	推進状況	予算額(千円)
	タンデム自転車の公道走行に関する検討 [環境生活部・警察本部]	タンデム自転車が持つ特性や道内の道路交通環境、他府県の状況等を踏まえ、一般道路における走行規制について、総合的な検討を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・タンデム自転車の一般公道の走行に向け、関係規則を改正 ・中学生以下の児童と保護者を対象に実施した自転車安全教室において、北海道サイクリング協会と連携し、タンデム自転車の試乗等を実施 ・ホームページでの安全利用に係る普及啓発の実施 	—
R 2	自転車活用等促進事業 [総合政策部]	北海道自転車条例の目的に掲げる自転車の活用と安全利用を推進するため、広く道民等の理解を図るとともに、国・市町村・関係団体と連携体制を構築し、健康増進やサイクルツーリズムによる観光振興等を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車利用促進のため、「もっと、自転車北海道。」公式Instagramを開設し、フォトコンテストを実施 ・自転車関連施策の効果的な推進のため、関係機関・団体で構成する北海道自転車活用等推進連携会議(書面)や関係者とのWEB意見交換会を開催 	8,984
	シェアサイクルの利用促進 [総務部・総合政策部]	日常生活における身近な交通手段や健康増進のための取組など、自転車の更なる利用促進を図るため、シェアサイクルの利用を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・サイクルシェアリング事業者「特定非営利活動法人ポロクル」に対し、庁舎敷地にサイクルポート(30台分)の設置を許可 	—
	自転車活用推進計画策定の促進 [総合政策部]	自転車活用推進法に基づき、自転車の活用を推進することを目的に、市町村が策定する自転車活用推進計画の策定を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の策定状況・策定予定時期の把握 ・市町村への情報提供の実施 	—
	自転車ネットワーク計画策定の促進 [総合政策部・建設部]	安全で快適な自転車通行空間を効果的、効率的に整備することを目的に、市町村が策定する自転車ネットワーク計画の策定を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の策定状況・策定予定時期の把握 ・市町村への情報提供の実施 	—



自転車利用環境の整備の推進

年度	事業等	概要	推進状況	予算額(千円)
H30	自転車安全利用等推進事業(再掲) [総合政策部]	北海道自転車条例の目的に掲げる自転車の活用と安全利用を推進するため、広く道民等の理解を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広い層を対象とした自転車活用・安全利用のためのイベント「もっと自転車北海道inチカホ」の実施 ・自転車と自動車がお互いを思いやる道路環境づくりを推進するためのキャンペーンの実施 	10,000
	大規模自転車道 [建設部]	自然公園、名勝、観光施設等を結ぶ大規模自転車道線(道内10コース)の整備を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌恵庭自転車道線(実施検討) ・釧路阿寒自転車道線(トイレ(2箇所)の補修) 	—
	自転車ネットワーク計画策定の促進(再掲) [総合政策部・建設部]	安全で快適な自転車通行空間を効果的、効率的に整備することを目的に、市町村が策定する自転車ネットワーク計画への策定支援等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車ネットワーク計画(石狩市)策定への参画 	—

年度	事業等	概要	推進状況	予算額(千円)
	安全で快適な自転車通行空間の整備 [建設部]	市町村が作成した自転車ネットワーク計画に基づく安全で快適な自転車通行空間の整備の推進	・車道混在型による矢羽根型路面表示の試験施工箇所について実走による検証やアンケート等の実施(旭川市)	—
	生活道路における交通安全対策の実施 [建設部・警察本部]	生活道路における通過交通の抑制など、自転車通行空間の整備について総合的な取組を実施する。	・路側帯、ゾーン30等の整備(函館市、旭川市) ・規制標示の塗り替え整備、一時停止、横断歩道の新設	—
H31(R1)	自転車利用環境向上会議の開催(再掲) [総合政策部]	日本の自転車環境の向上と道路交通環境づくりの推進のため、全国各地の自転車関連の取組を広く発信・共有し、具体的な自転車まちづくりにつなげていくための全国会議を札幌市で開催する。	・開催日時：R1. 8. 29(13:00~18:00) 8. 30(09:00~12:00) ・開催場所：札幌コンベンションセンター ・主催：北海道、札幌市、北海道開発局 ・テーマ：サイクルツーリズムの推進 自転車利用環境の向上 ・参加者数：463名	—
	自転車活用等促進事業(再掲) [総合政策部]	北海道自転車条例の目的に掲げる自転車の活用と安全利用を推進するため、広く道民等の理解を図る。	・自転車と自動車がお互いを思いやる道路環境づくりを推進するためのキャンペーンの実施	9,000
	自転車活用推進計画策定の促進(再掲) [総合政策部]	自転車活用推進法に基づき、自転車の活用を推進することを目的に、市町村が策定する自転車活用推進計画の策定を促進する。	・市町村の策定状況・策定予定時期の把握 ・市町村への情報提供の実施	—
	自転車ネットワーク計画策定の促進(再掲) [総合政策部・建設部]	安全で快適な自転車通行空間を効果的、効率的に整備することを目的に、市町村が策定する自転車ネットワーク計画の策定を促進する。	・市町村の策定状況・策定予定時期の把握 ・市町村への情報提供の実施	—
	大規模自転車道の整備 [建設部]	自然公園、名勝、観光施設等を結ぶ大規模自転車道線(道内10コース)の整備を推進する。	・札幌恵庭自転車道線(関係機関協議) ・釧路阿寒自転車道線(舗装補修)	—
	安全で快適な自転車通行空間の整備 [建設部]	市町村が作成した自転車ネットワーク計画に基づく安全で快適な自転車通行空間の整備の推進	・優先整備区間における矢羽根型路面表示等の実施(旭川市)	—
	生活道路における交通安全対策の実施 [建設部・警察本部]	生活道路における通過交通の抑制など、自転車通行空間の整備について総合的な取組を実施する。	・ゾーン30の整備(札幌市ほか) ・区画線、規制標識の高輝度化、規制標示の塗り替え整備	—

年度	事業等	概要	推進状況	予算額(千円)
R 2	自転車活用等 促進事業(再掲) [総合政策部]	北海道自転車条例の目的に掲げる自転車の活用と安全利用を推進するため、広く道民等の理解を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車利用促進のため、「もっと、自転車北海道。」公式Instagramを開設し、フォトコンテストを実施 ・自転車関連施策の効果的な推進のため、関係機関・団体に構成する北海道自転車活用等推進連携会議(書面)や関係者とのWEB意見交換会を開催 	8,984
	自転車活用推進計画策定の促進(再掲) [総合政策部]	自転車活用推進法に基づき、自転車の活用を推進することを目的に、市町村が策定する自転車活用推進計画の策定を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の策定状況・策定予定時期の把握 ・市町村への情報提供の実施 	—
	自転車ネットワーク計画策定の促進(再掲) [総合政策部・建設部]	安全で快適な自転車通行空間を効果的、効率的に整備することを目的に、市町村が策定する自転車ネットワーク計画の策定を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が策定する計画の状況把握 ・市町村への情報提供の実施 	—
	大規模自転車道の整備 [建設部]	自然公園、名勝、観光施設等を結ぶ大規模自転車道線(道内10コース)の整備を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌恵庭自転車道線(路盤舗装工) ・十勝川温泉帯広自転車道線(案内標識) 	—
	安全で快適な自転車通行空間の整備 [建設部]	市町村が作成した自転車ネットワーク計画に基づく安全で快適な自転車通行空間の整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・矢羽根型路面表示、分離表示等の実施(石狩市・旭川市・帯広市) 	—
	生活道路における交通安全対策の実施 [建設部・警察本部]	生活道路における通過交通の抑制など、自転車通行空間の整備について総合的な取組を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ゾーン30の整備 ・区画線、規制標識の高輝度化、規制標示の塗り替え整備 	—

[展開方向Ⅱ]

自転車を安全で安心して利用することのできる環境の構築

自転車利用者はもとより、歩行者や自動車利用者を含む全ての人々が、交通ルールやマナーなどを遵守し、誰もが安全かつ快適に自転車を利用できる環境の整備を図ります。



交通安全教育の推進

年度	事業等	概要	推進状況	予算額(千円)
H30	自転車安全利活用等推進事業(再掲) [総合政策部]	北海道自転車条例の目的に掲げる自転車の活用と安全利用を推進するため、広く道民等の理解を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 幅広い層を対象とした自転車活用・安全利用のためのイベント「もっと自転車北海道inチカホ」の実施 自転車と自動車がお互いを思いやる道路環境づくりを推進するためのキャンペーンの実施 	10,000
	地域政策推進事業(再掲) [総合政策部]	<p>○石狩地域自転車活用促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 北海道自転車条例の目的に掲げる自転車の活用と安全利用を啓発するため、子ども向け体験イベントや高齢者を対象にした講座等を実施し、条例の趣旨の浸透を図るとともに、関係機関等との情報共有を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 道内外における自転車を活用した取組を把握し、その導入効果や課題について管内市町村と情報を共有 地域住民相互の交通安全意識を向上させるため、子どもや高齢者を対象とした交通ルール・マナー講習会を開催 	454
	交通安全対策推進事業 [環境生活部]	交通事故のない安全で安心な社会を目指し、事故の発生実態を踏まえた対策を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の交通事故防止に向けたチラシの作成 高齢者が訪れやすい店舗で交通安全に関するひと声アドバイスを行うための事例集を作成し、店舗に配布 	5,289
			<ul style="list-style-type: none"> 保護者を含む児童・生徒向けに自転車の交通ルールなどを示したリーフレットを作成し、学校に配布 	73,268
自転車の安全利用の促進 [環境生活部・道教委・警察本部]	交通安全意識の向上に資する普及啓発の推進や自転車利用者に対する指導・取締りの実施により、自転車の安全利用を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> 期別の交通安全運動、サイクルセーフティキャンペーン、自転車安全日における街頭啓発の実施 幼児や小中高生等を対象とした参加・体験・実践型の自転車教育の推進 交通安全運動期間中におけるパネル展の実施 交通安全指導員、交通ボランティア研修会の開催 学校等と連携した通学路の安全点検の実施 自転車の安全利用に係る啓発資材を作成・配布し、自転車小売事業者等と連携し、自転車購入者に対する啓発を実施 	—	

年度	事業等	概要	推進状況	予算額(千円)
H31 (R1)	自転車利用環境向上会議の開催(再掲) [総合政策部]	日本の自転車環境の向上と道路交通環境づくりの推進のため、全国各地の自転車関連の取組を広く発信・共有し、具体的な自転車まちづくりにつなげていくための全国会議を札幌市で開催する。	<ul style="list-style-type: none"> 開催日時：R1. 8. 29(13:00～18:00) 8. 30(09:00～12:00) 開催場所：札幌コンベンションセンター 主催：北海道、札幌市、北海道開発局 テーマ：サイクルツーリズムの推進 自転車利用環境の向上 参加者数：463名 	—
	自転車活用等促進事業(再掲) [総合政策部]	北海道自転車条例の目的に掲げる自転車の活用と安全利用を推進するため、広く道民等の理解を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 自転車と自動車がお互いを思いやる道路環境づくりを推進するためのキャンペーンの実施 	9,000
	交通安全対策推進事業 [環境生活部]	交通事故のない安全で安心な社会を目指し、事故の発生実態を踏まえた対策を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の交通事故防止に向けたチラシの作成 高齢者が訪れやすい店舗で交通安全に関するひと声アドバイスを行うための事例集を作成し、店舗に配布 	4,613
			<ul style="list-style-type: none"> 保護者を含む児童・生徒向けに自転車の交通ルールなどを示したリーフレットを作成し、学校に配布 	72,737
	自転車の安全利用の促進 [環境生活部・道教委・警察本部]	交通安全意識の向上に資する普及啓発の推進や自転車利用者に対する指導・取締りの実施により、自転車の安全利用を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> 期別の交通安全運動、サイクルセーフティキャンペーン、自転車安全日における街頭啓発の実施 幼児や小中高校生等を対象とした参加・体験・実践型の自転車教育の推進 交通安全運動期間中におけるパネル展の実施 交通安全指導員、交通ボランティア研修会の開催 学校等と連携した通学路の安全点検の実施 自転車の安全利用に係る啓発資材を作成・配布し、自転車小売事業者等と連携し、自転車購入者に対する啓発を実施 	—
R 2	自転車活用等促進事業(再掲) [総合政策部]	北海道自転車条例の目的に掲げる自転車の活用と安全利用を推進するため、広く道民等の理解を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 自転車利用促進のため、「もっと、自転車北海道。」公式インスタグラムを開設し、フォトコンテストを実施 自転車関連施策の効果的な推進のため、関係機関・団体に構成する北海道自転車活用等推進連携会議(書面)や関係者とのWEB意見交換会を開催 	8,948

年度	事業等	概要	推進状況	予算額(千円)
	交通安全対策推進事業 [環境生活部]	交通事故のない安全で安心な社会を目指し、事故の発生実態を踏まえた対策を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の交通事故防止に向けたチラシの作成 高齢者が訪れやすい店舗で交通安全に関するひと声アドバイスをを行うための事例集を作成し、店舗に配布 	4,099
			<ul style="list-style-type: none"> 保護者を含む児童・生徒向けに自転車の交通ルールなどを示したリーフレットを作成し、学校に配布 	73,498
	自転車の安全利用の促進 [環境生活部・道教委・警察本部]	交通安全意識の向上に資する普及啓発の推進や自転車利用者に対する指導・取締りの実施により、自転車の安全利用を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> 期別の交通安全運動、サイクルセーフティーキャンペーン、自転車安全日における街頭啓発の実施 交通安全運動期間中におけるパネル展の実施 交通安全指導員、交通ボランティア研修会の開催 自転車の安全利用に係る啓発資材を配布、自転車小売事業者等と連携した自転車購入者に対する啓発の実施 	



自転車損害賠償保険等への加入促進

年度	事業等	概要	推進状況	予算額(千円)
H30	自転車安全利用等推進事業(再掲) [総合政策部]	北海道自転車条例の目的に掲げる自転車の活用と安全利用を推進するため、広く道民等の理解を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 幅広い層を対象とした自転車活用・安全利用のためのイベント「もっと自転車北海道inチカホ」の実施 	10,000
	自転車損害賠償保険等への加入促進 [環境生活部]	自転車事故をめぐる損害賠償額の高額化などを踏まえ、自転車利用者等の自転車損害賠償保険等加入の必要性の理解や加入促進に向けた取組を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 自転車の安全利用に係る啓発資材を作成・配布し、自転車小売事業者等と連携し、自転車購入者等に対する啓発を実施 レンタサイクル事業者に対する保険加入の働きかけを実施 日本損害保険協会から講師を招聘し、保険加入の必要性等について講演を実施 	—
H31(R1)	自転車損害賠償保険等への加入促進 [環境生活部]	自転車事故をめぐる損害賠償額の高額化などを踏まえ、自転車利用者等の自転車損害賠償保険等加入の必要性の理解や加入促進に向けた取組を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 自転車の安全利用に係る啓発資材を作成・配布し、自転車小売事業者等と連携し、自転車購入者等に対する啓発を実施 レンタサイクル事業者に対する保険加入の働きかけを実施 日本損害保険協会から講師を招聘し、保険加入の必要性等について講演を実施 	—
R2	自転車損害賠償保険等への加入促進 [環境生活部]	自転車事故をめぐる損害賠償額の高額化などを踏まえ、自転車利用者等の自転車損害賠償保険等加入の必要性の理解や加入促進に向けた取組を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 幼児や小・中・高校生等を対象とした参加・体験・実践型の自転車教育の推進 教職員を対象とした自転車の安全利用指導に係る研修の実施 	—



自転車利用環境の整備の推進(再掲)

年度	事業等	概要	推進状況	予算額(千円)
H30	自転車安全利活用等推進事業(再掲) [総合政策部]	北海道自転車条例の目的に掲げる自転車の活用と安全利用を推進するため、広く道民等の理解を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 幅広い層を対象とした自転車活用・安全利用のためのイベント「もっと自転車北海道inチカホ」の実施 自転車と自動車がお互いを思いやる道路環境づくりを推進するためのキャ 	
	地域づくり総合交付金 [総合政策部]	○上磯田園通整備事業 ・街路整備により、歩行者・自転車の交通安全の確保、交通の円滑化や生活に身近な道路機能の向上を図るための取組に対して支援する。	<ul style="list-style-type: none"> 上磯田園通整備工事(道路・橋梁詳細設計、地質調査等委託) 	1,400
	大規模自転車道の整備(再掲) [建設部]	自然公園、名勝、観光施設等を結ぶ大規模自転車道線(道内10コース)の整備を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> 札幌恵庭自転車道線(実施検討) 釧路阿寒自転車道線(トイレ(2箇所)の補修) 	—
	自転車ネットワーク計画策定の促進(再掲) [総合政策部・建設部]	安全で快適な自転車通行空間を効果的、効率的に整備することを目的に、市町村が策定する自転車ネットワーク計画への策定支援等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 自転車ネットワーク計画(石狩市)策定への参画 	—
	安全で快適な自転車通行空間の整備(再掲) [建設部]	市町村が作成した自転車ネットワーク計画に基づく安全で快適な自転車通行空間の整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> 車道混在型による矢羽根型路面表示の試験施工箇所について実走による検証やアンケート等の実施(旭川市) 	—
	生活道路における交通安全対策の実施(再掲) [建設部・警察本部]	生活道路における通過交通の抑制など、自転車通行空間の整備について総合的な取組を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 路側帯、ゾーン30等の整備(函館市、旭川市) 規制標示の塗り替え整備、一時停止、横断歩道の新設 	—
	安全な自転車通行空間の確保の推進 [警察本部]	地域住民の意見・要望を踏まえた悪質性・危険性・迷惑性の高いものに重点を置いた取締りを実施するほか、駐車監視員制度を活用し、安全な自転車通行空間の確保を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> 駐車監視員による放置駐車違反の確認事務を実施(札幌市、函館市) 地域住民の意見・要望を踏まえた悪質・迷惑性の高い違法駐車を重点に指導取締りを実施 	—
H31(R1)	自転車利用環境向上会議の開催(再掲) [総合政策部]	日本の自転車環境の向上と道路交通環境づくりの推進のため、全国各地の自転車関連の取組を広く発信・共有し、具体的な自転車まちづくりにつなげていくための全国会議を札幌市で開催する。	<ul style="list-style-type: none"> 開催日時：R1.8.29(13:00~18:00) 8.30(09:00~12:00) 開催場所：札幌コンベンションセンター 主催：北海道、札幌市、北海道開発局 テーマ：サイクルツーリズムの推進 自転車利用環境の向上 参加者数：463名 	—

年度	事業等	概要	推進状況	予算額(千円)
	自転車活用等促進事業(再掲) [総合政策部]	北海道自転車条例の目的に掲げる自転車の活用と安全利用を推進するため、広く道民等の理解を図る。	・自転車と自動車がお互いを思いやる道路環境づくりを推進するためのキャンペーンの実施	9,000
	地域づくり総合交付金 [総合政策部]	○上磯田園通整備事業 ・街路整備により、歩行者・自転車の交通安全の確保、交通の円滑化や生活に身近な道路機能の向上を図るための取組に対して支援する。	・上磯田園通整備工事(用地測量委託、支障物件調査委託)	1,000
	自転車活用推進計画策定の促進(再掲) [総合政策部]	自転車活用推進法に基づき、自転車の活用を推進することを目的に、市町村が策定する自転車活用推進計画の策定を促進する。	・市町村の策定状況・策定予定時期の把握 ・市町村への情報提供の実施	—
	自転車ネットワーク計画策定の促進(再掲) [総合政策部・建設部]	安全で快適な自転車通行空間を効果的、効率的に整備することを目的に、市町村が策定する自転車ネットワーク計画の策定を促進する。	・市町村の策定状況・策定予定時期の把握 ・市町村への情報提供の実施	—
	大規模自転車道の整備(再掲) [建設部]	自然公園、名勝、観光施設等を結ぶ大規模自転車道線(道内10コース)の整備を推進する。	・札幌恵庭自転車道線(関係機関協議) ・釧路阿寒自転車道線(舗装補修)	—
	安全で快適な自転車通行空間の整備 [建設部]	市町村が作成した自転車ネットワーク計画に基づく安全で快適な自転車通行空間の整備の推進	・優先整備区間における矢羽根型路面表示等の実施(旭川市)	—
		歩道上の電柱を撤去し、自転車、車、歩行者等相互の視認性を向上させることにより、自転車通行空間の安全性・快適性の確保を推進する。	・蘭越ニセコ倶知安線(倶知安町)における無電柱化	—
	生活道路における交通安全対策の実施 [建設部・警察本部]	生活道路における通過交通の抑制など、自転車通行空間の整備について総合的な取組を実施する。	・ゾーン30の整備(札幌市ほか) ・区画線、規制標識の高輝度化、規制標示の塗り替え整備	—
	安全な自転車通行空間の確保の推進 [警察本部]	地域住民の意見・要望を踏まえた悪質性・危険性・迷惑性の高いものに重点を置いた取締りを実施するほか、駐車監視員制度を活用し、安全な自転車通行空間の確保を推進する。	・駐車監視員による放置駐車違反の確認事務を実施(札幌市、函館市) ・地域住民の意見・要望を踏まえた悪質・迷惑性の高い違法駐車を重点に指導取締りを実施	—

年度	事業等	概要	推進状況	予算額(千円)
R 2	自転車活用等 促進事業(再掲) [総合政策部]	北海道自転車条例の目的に掲げる自転車の活用と安全利用を推進するため、広く道民等の理解を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 自転車利用促進のため、「もっと、自転車北海道。」公式インスタグラムを開設し、フォトコンテストを実施 自転車関連施策の効果的な推進のため、関係機関・団体に構成する北海道自転車活用等推進連携会議(書面)や関係者とのWEB意見交換会を開催 	8,984
	自転車活用推進計画策定の促進(再掲) [総合政策部]	自転車活用推進法に基づき、自転車の活用を推進することを目的に、市町村が策定する自転車活用推進計画の策定を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の策定状況・策定予定時期の把握 市町村への情報提供の実施 	—
	自転車ネットワーク計画策定の促進(再掲) [総合政策部・建設部]	安全で快適な自転車通行空間を効果的、効率的に整備することを目的に、市町村が策定する自転車ネットワーク計画の策定を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> 市町村が策定する計画の状況把握 市町村への情報提供の実施 	—
	大規模自転車道の整備(再掲) [建設部]	自然公園、名勝、観光施設等を結ぶ大規模自転車道線(道内10コース)の整備を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> 札幌恵庭自転車道線(路盤舗装工) 十勝川温泉帯広自転車道線(案内標識) 釧路阿寒自転車道線(路盤舗装) 	—
	安全で快適な自転車通行空間の整備 [建設部]	市町村が作成した自転車ネットワーク計画に基づく安全で快適な自転車通行空間の整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> 矢羽根型路面表示、分離表示等の実施(石狩市・旭川市・帯広市) 	—
		歩道上の電柱を撤去し、自転車、車、歩行者等相互の視認性を向上させることにより、自転車通行空間の安全性・快適性の確保を推進する。	—	—
	生活道路における交通安全対策の実施 [建設部・警察本部]	生活道路における通過交通の抑制など、自転車通行空間の整備について総合的な取組を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ゾーン30の整備 区画線、規制標識の高輝度化、規制標示の塗り替え整備 	—
	安全な自転車通行空間の確保の推進 [警察本部]	地域住民の意見・要望を踏まえた悪質性・危険性・迷惑性の高いものに重点を置いた取締りを実施するほか、駐車監視員制度を活用し、安全な自転車通行空間の確保を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> 駐車監視員による放置駐車違反の確認事務を実施 地域住民の意見・要望を踏まえた悪質・迷惑性の高い違法駐車を重点に指導取締りを実施 	—

【展開方向Ⅲ】

北海道の特性を生かしたサイクルツーリズムの推進

雄大で豊かな自然や冷涼な気候など、北海道の地域特性を最大限に生かし、道内はもとより、国内外からのサイクリストの受入環境づくりを進めるなど、北海道の魅力を生かしたサイクルツーリズムの推進を図ります。



国内外のサイクリストの誘客・北海道の特性を生かしたサイクリング環境の創出

年度	事業等	概要	推進状況	予算額(千円)
H30	自転車安全利 活用等推進事 業 [総合政策部]	北海道自転車条例の目的に掲げる自転車の活用と安全利用を推進するため、広く道民等の理解を図るとともに、国・市町村・関係団体と連携体制を構築し、健康増進やサイクルツーリズムによる観光振興等を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 「環境に◎観光に◎健康に◎もっと自転車北海道」をキャッチフレーズに設定した啓発資材の作成・配布 幅広い層を対象とした自転車活用・安全利用のためのイベント「もっと自転車北海道inチカホ」の実施 自転車利用促進のため、AIR-G'と連携し、FB等を活用したキャンペーンの実施 	10,000
	地域政策推進 事業 [総合政策部]	<p>○空知型観光まちづくり推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 管内での情報共有の場を創出するとともに、国の動向・他地域の先進的な取組等の情報を提供し、サイクリストに対するサービスのあり方を学ぶ場を設ける。 <p>○カムバック&ウェルカム・イシカリ事業</p> <ul style="list-style-type: none"> さっぽろ圏の学生（北海学園大学）と地域おこし協力隊との連携により、当別町（太美地区）のレンタサイクルを活用した、学生視点によるサイクリングマップを作製し、地域とサイクリング環境をPRする。 <p>○ShiriBeshi観光のグリーンシーズン誘客事業</p> <ul style="list-style-type: none"> スポーツツーリズムや文化・教育などグリーンシーズンの多様なコンテンツを最大限活用した魅力ある観光地づくりを進める。 <p>○ひだか戦略総合情報発信事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 日高管内の知名度向上とイメージアップを図り、交流人口の増加につなげるため、日高管内の地域資源を活用した魅力発信や観光人材の育成等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 空知管内におけるサイクルツーリズムに関する取組状況を共有するための意見交換会を実施 他地域の先進的な取組等を学ぶためのサイクルツーリズムの勉強会の開催 大学構内でのオリエンテーション、及び実地調査 サイクリングマップの検討・作製 海外のインフルエンサーを招へいし、サイクリングツアー等の魅力をSNSやWEB等で国内外に広く発信し、スポーツツーリズムの優位性のPRを実施 自転車愛好家の誘客を促進するため、サイクリングマップ「北海道ひだかサイクリングフィールド」等を用いて国内外へのPRを実施 	29,932

年度	事業等	概要	推進状況	予算額(千円)
		<ul style="list-style-type: none"> ○「食」や「食文化」を観光資源とするフードツーリズム推進事業 ・「食」や「食文化」をテーマとした新たな旅行商品の提案や既存の旅行商品に「食」や「食文化」の観光素材の魅力を加え、上川地域への誘客促進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・上川管内のサイクルツーリズムの担い手育成をテーマとしたフォーラムを開催し、上川の「食」や「食文化」などの観光素材と自転車を組み合わせた観光振興に向けた検討を実施 	
		<ul style="list-style-type: none"> ○西蝦夷300年 新交流次代創造事業 <STEP2> ・留萌地域の魅力再生に向けて、地域の財産や観光資源の利活用を図り、交流人口のさらなる拡大、移住・定住人口の増加につなげていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・サイクルツーリズムの推進に向け、セミナーの開催やサイクリストの試走、自治体との意見交換を実施し、サイクリストのニーズの把握や課題等について検討を実施 	
		<ul style="list-style-type: none"> ○オールオホーツク来訪振興促進事業 ・オホーツク地域が有する地域資源の情報を魅力的に発信・拡散することにより来訪への動機付けとし、来訪人口の増加によって地域産業の活性化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人をターゲットとした新たな観光資源としてファットバイクを活用した冬型サイクルツーリズムを推進 	
	地域づくり総合交付金 [総合政策部]	<ul style="list-style-type: none"> ○かみふらの十勝岳ヒルクライム大会事業 ・サイクリストの管内への誘客により、観光入込数や観光消費額の増加を図るため、サイクルレース大会を実施する取組に対して支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・開催日時：H30. 8. 26(7:00～13:00) ・開催場所：上富良野町 (日の出公園～十勝岳温泉特設コース) ・主催：かみふらの十勝岳ヒルクライム大会実行委員会 ・参加者数：143人 	2,300
	北海道スポーツツーリズム戦略的誘客促進事業 [経済部]	<ul style="list-style-type: none"> サイクリングが盛んな台湾等に対し、気候や景観、食など本道ならではの環境の中で楽しむことのできるサイクリングを戦略的にPRし、来道外国人観光客の増加を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・サイクルイベントへの参加 (台湾、香港、シンガポール) ・メディア及びインフルエンサーの招聘 ・プロモーション動画などの広報ツールの作成 ・ナビゲーションアプリと連動したサイクリングルート発信 	43,793
	広域観光推進事業 [経済部]	<ul style="list-style-type: none"> 地域の観光協会や団体などが連携して広域的に取り組む観光商品の開発や周遊ルートづくり、プロモーションなどを支援し、広域連携や二次交通整備等の受入体制整備を図る取組に対して支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・さっぽろサイクルラボ自転車観光広域連携事業 ・台湾人女性サイクルツーリスト向け周遊ルート確立事業 ・北・中空知ツーリズム推進事業 ・南空知サイクルツーリズム推進事業 ・南北海道サイクルツーリズム推進事業 ・とちライフスタイルツーリズムコンテンツ整備事業 ・くしろサイクルツーリズム推進事業 	108,363

年度	事業等	概要	推進状況	予算額(千円)
	地域観光活性化促進事業 [経済部]	地域の観光従事者などが連携して行う地域の特性を生かした観光資源の掘り起こし等による多様な観光商品づくりの取組に対し、商品開発から旅行会社へのセールスまでの取組に対して支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・にせこひらふー倶知安旭ヶ丘MTBフロートレイル推進事業 ・宗谷岬周辺における魅力ある観光資源開発事業 ・観光推進プラットフォーム形成事業 ・芽室町サイクルツーリズム協議会事業 ・閑散期対策における冬の新たなアクティビティ開発事業 ・オートバイ・自転車置き場ユニバーサル看板整備事業 ・名寄市サイクリングルート整備事業 	81,024
	サイクルツーリズムへの理解促進 [総合政策部]	北海道のサイクルツーリズム関係者が一堂に会し、関係者間の連携や取組を広くPRすることを目的とした「北海道のサイクルツーリズム推進フォーラム」を北海道開発局と連携し開催する。	<ul style="list-style-type: none"> ・開催日時：H30.5.29(15:00～17:00) ・開催場所：ホテルさっぽろ芸文館 ・主催：北海道、北海道開発局 ・テーマ：サイクルツーリズムの推進 ・参加者数：217名 	—
H31(R1)	自転車利用環境向上会議の開催(再掲) [総合政策部]	日本の自転車環境の向上と道路交通環境づくりの推進のため、全国各地の自転車関連の取組を広く発信・共有し、具体的な自転車まちづくりにつなげていくための全国会議を札幌市で開催する。	<ul style="list-style-type: none"> ・開催日時：R1.8.29(13:00～18:00) 8.30(09:00～12:00) ・開催場所：札幌コンベンションセンター ・主催：北海道、札幌市、北海道開発局 ・テーマ：サイクルツーリズムの推進 自転車利用環境の向上 ・参加者数：463名 	—
	自転車活用等促進事業(再掲) [総合政策部]	北海道自転車条例の目的に掲げる自転車の活用と安全利用を推進するため、広く道民等の理解を図るとともに、国・市町村・関係団体と連携体制を構築し、健康増進やサイクルツーリズムによる観光振興等を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ビギナー女性のためのスポーツサイクル体験ライドの開催 	9,000
	地域政策推進事業 [総合政策部]	<p>○空知型観光まちづくり推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管内での取組などを情報共有するなど、広域で取り組むことの優位性を認識する場を設けるとともに、管内のサイクルツーリズムに関する取組を振興局HPで一元的に発信するなど、情報発信の強化を図る。 <p>○ShiriBeshi観光のグリーンシーズン誘客事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツツーリズムや文化・教育などグリーンシーズンの多様なコンテンツを最大限活用した魅力ある観光地づくりを進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・空知管内におけるサイクルツーリズムに関する取組状況を共有するための意見交換会を実施 ・空知管内におけるサイクルツーリズムに関する情報発信HP「そらちdeサイクリングポータルサイト」を開設 ・海外のインフルエンサーを招へいし、サイクリングツアー等の魅力をSNSやWEB等で国内外に広く発信したり、サイクリングを含む動画を作成し、スポーツツーリズムの優位性のPRを実施 	29,877

年度	事業等	概 要	推進状況	予算額 (千円)
		<p>○ひだか戦略総合情報発信事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日高管内の知名度向上とイメージアップを図り、交流人口の増加につなげるため、日高管内の地域資源を活用した魅力発信や観光人材の育成等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車愛好家の誘客を促進するため、サイクリングマップ「北海道ひだかサイクリングフィールド」等を用いて国内外へのPRを実施 	
		<p>○「食」や「食文化」を観光資源とするフードツーリズム推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「食」や「食文化」をテーマとした新たな旅行商品の提案や既存の旅行商品に「食」や「食文化」の観光素材の魅力を加え、上川地域への誘客促進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・マウンテンバイクによる地域振興等をテーマとしたフォーラムを開催し、上川の観光資源と自転車を組み合わせた観光振興に向けた検討を実施 	
		<p>○るもい地域戦略的魅力創造発信事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管内を直接目的地とするためのプロモーション活動を実施するとともに、台湾を重点としたインバウンド対策を図り、観光客を誘引する取組みを進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・台湾の旅行会社等を訪問し留萌管内のPRや旅行商品造成の働きかけを実施 	
		<p>○西蝦夷300年 新交流次代創造事業 <STEP2></p> <ul style="list-style-type: none"> ・留萌地域の魅力再生に向けて、地域の財産や観光資源の利活用を図り、交流人口のさらなる拡大、移住・定住人口の増加につなげていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・台湾の旅行会社等を招聘したモニターツアーを実施し、旅行商品造成の働きかけを行ったほか、自治体との意見交換を実施し、FITや富裕層向けコンテンツの把握と旅行商品造成の検討を実施 	
		<p>○宗谷地域サイクルツーリズム推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宗谷地域を「自転車」に乗りながらゆっくりと楽しんでもらえるような仕組みづくりを検討するとともに、希少価値の高いモデルルートを設定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・サイクリングルートの検討など、自転車の積極的な活用方法について検討を実施 ・有識者を交えての試走会、懇談会の参加 	
		<p>○オールオホーツク来訪振興促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オホーツク地域が有する地域資源の情報を魅力的に発信・拡散することにより来訪への動機付けとし、来訪人口の増加によって地域産業の活性化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人をターゲットとした新たな観光資源としてファットバイクを活用した冬型サイクルツーリズムを推進 	
	地域づくり総合交付金 [総合政策部]	<p>○北空知サイクルツーリズム推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然豊かな田園風景のコースを走行しながら地域の特産品を楽しむサイクリングイベント「TOUR OF KAMUI EXTRA 北空知・深川大会」に対して支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・開催日時：R1. 10. 5(8:00～14:00) 10. 6(8:00～16:00) ・開催場所：深川市、芦別市、妹背牛町、北竜町内 ・主 催：北空知サイクルツーリズム推進協議会 ・テ ー マ：サイクルツーリズムの推進 地域の特産品PR ・参加者数：29名 	900

年度	事業等	概要	推進状況	予算額(千円)
		○ニセコサイクルフェスティバル事業 ・ニセコ地域の住民の自転車への理解促進やサイクリング環境整備、認知度向上を図るため実施するフェスティバルイベントに対して支援する。	・開催日時：R1.7.6(10:00~17:00) 7.7(6:00~16:00) ・開催場所：ニセコグランヒラフ第一駐車場 ・主催：(一社)HOKKAIDO EVENTS ・参加者数：約6,000名	3,000
	サイクルツーリズム推進事業 [経済部]	北海道におけるサイクルツーリズムを推進するため、輸送方法の検証や周遊拠点の整備支援等を実施する。	・サイクルツーリズムに関する情報を効果的に発信するため、道内サイクリングコース等のDBを構築 ・公共交通機関を活用した自転車の輸送方法の検証をモニターツアー等の実施を通じて検討 ・サイクルツーリズムの普及・啓発を目的としたセミナー等の開催 ・道内におけるサイクリング周遊拠点の整備のため、サイクルラック等の設置を支援	19,384
	北海道スポーツツーリズム戦略的誘客促進事業 [経済部]	サイクリングが盛んな台湾等に対し、気候や景観、食など本道ならではの環境の中で楽しむことのできるサイクリングを戦略的にPRし、来道外国人観光客の増加を図る。	・道内イベントを紹介するパンフレット作成 ・サイクルイベントへの参加(台湾、香港、シンガポール) ・メディア及びインフルエンサーの招聘	43,130
	地域の魅力を活かした観光地づくり推進事業 [経済部]	多様化する観光客ニーズに対応するため、地域の観光協会等が実施する広域的な観光ルートづくりのための連携体制の構築や自然・文化・歴史などの観光資源の掘り起こし・磨き上げによる観光地づくりの取組を支援する。	・南空知サイクルツーリズム推進事業 ・奥尻航路サイクルツーリズム誘客促進事業 ・摩周・鶴居 台湾友好観光推進事業 ・長沼町体験型観光プログラム整備事業 ・「WOW!南富良野アドベンチャートラベル」推進事業 ・閑散期対策における冬の新たなアクティビティ開発事業 ・冬に自転車でめむろを楽しむ仕組みづくり ・札幌圏における都市と自然を結ぶ新しいアドベンチャー・ツーリズム推進事業 ・歴史・文化を活かした南北海道サイクルツーリズム推進事業	125,878
R 2	自転車活用等促進事業(再掲) [総合政策部]	北海道自転車条例の目的に掲げる自転車の活用と安全利用を推進するため、広く道民等の理解を図るとともに、国・市町村・関係団体と連携体制を構築し、健康増進やサイクルツーリズムによる観光振興等を図る。	・自転車利用促進のため、「もっと、自転車北海道。」公式インスタグラムを開設し、フォトコンテストを実施 ・自転車関連施策の効果的な推進のため、関係機関・団体で構成する北海道自転車活用等推進連携会議(書面)や関係者とのWEB意見交換会を開催	8,984

年度	事業等	概要	推進状況	予算額(千円)
	地域政策推進事業 [総合政策部]	<p>○空知型観光まちづくり推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 管内での取組などを情報共有する場を設けるほか、令和元年に振興局HPに設置した情報サイトのさらなる内容の充実を図る。また、サイクルツーリズムに関する他地域の先進的な事例を学ぶためのセミナーを開催する。 <p>○Amazing ShiriBeshi Adventure Mountain Bike事業</p> <ul style="list-style-type: none"> マウンテンバイクを夏の観光コンテンツとして磨き上げ、プロモーションを実施し、観光客数・観光消費の引き上げにつなげる。 <p>○深川・留萌自動車道全線開通2.0推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 深川・留萌自動車道の全線開通を起爆剤に留萌地域への人やモノの流れをさらに拡大させ、地域経済の持続的発展や地域の活性化を図る。 <p>○宗谷地域サイクルツーリズム推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 宗谷地域を「自転車」に乗りながらゆっくりと楽しんでもらえるような仕組みづくりを検討するとともに、希少価値の高いモデルルートを設定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年に振興局HPに開設した情報サイト「そらちdeサイクリングポータルサイト」にサイクリング中のお勧めお立ち寄りスポット情報を掲載し、内容を充実 空知管内におけるサイクルツーリズムに関する取組状況を共有するための意見交換会を実施 他地域の先進的な取組等を学ぶためのサイクルツーリズムの勉強会の開催 「MTBとツーリズム」をテーマとしたセミナーおよびMTB初心者講習会の開催 MTBルート調査及びルール検討 MTBをPRする動画作成 留萌管内において、ファミリー層から上級者向けのコースを6ルート設定 専門家を招聘し、アドバイスをいただいております、実際に使えるルートについての磨き上げを実施 きた北海道サイクルツーリズム連絡会議に参画し、基幹ルートのPRや地域ルートの設定などについて検討を実施 	13,786
	サイクルツーリズム推進事業 [経済部]	北海道におけるサイクルツーリズムを推進するため、輸送方法の検証や周遊拠点の整備支援等を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> R元年度事業で構築した道内サイクリングコース等のDBを多言語化(英・繁体字) 公共交通機関を活用した自転車の輸送方法の検証をモニターツアー等の実施を通じて検討 道内におけるサイクリング周遊拠点整備のため、サイクルラック等の設置を支援 	13,993
	北海道スポーツツーリズム戦略的誘客促進事業 [経済部]	サイクリングが盛んな台湾等に対し、気候や景観、食など本道ならではの環境の中で楽しむことのできるサイクリングを戦略的にPRし、来道外国人観光客の増加を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業実施困難と判断し、実施を見送り 	43,130

年度	事業等	概要	推進状況	予算額(千円)
	地域の魅力を活かした観光地づくり推進事業 [経済部]	多様化する観光客ニーズに対応するため、地域の観光協会等が実施する広域的な観光ルートづくりのための連携体制の構築や自然・文化・歴史などの観光資源の掘り起こし・磨き上げによる観光地づくりの取組を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史・文化を活かした南北海道サイクルツーリズム推進事業 ・一年中めむろを自転車で楽しむ仕組みづくり ・閑散期対策における冬の新たなアクティビティ開発事業（ファットバイク体験） ・羊蹄ニセコサイクルエリアの魅力アップ事業 	176,410



自転車利用環境の整備の推進(再掲)

年度	事業等	概要	推進状況	予算額(千円)
H30	大規模自転車道の整備(再掲) [建設部]	自然公園、名勝、観光施設等を結ぶ大規模自転車道線(道内10コース)の整備を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌恵庭自転車道線(実施検討) ・釧路阿寒自転車道線(トイレ(2箇所)の補修) 	—
	自転車ネットワーク計画策定の促進(再掲) [建設部]	安全で快適な自転車通行空間を効果的、効率的に整備することを目的に、市町村が策定する自転車ネットワーク計画への策定支援等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車ネットワーク計画(石狩市)策定への策定支援 	—
	安全で快適な自転車通行空間の整備(再掲) [建設部]	市町村が作成した自転車ネットワーク計画に基づく安全で快適な自転車通行空間の整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・車道混在型による矢羽根型路面表示の試験施工箇所について実走による検証やアンケート等の実施(旭川市) 	—
	自転車走行環境の改善 [建設部]	サイクルツーリズムの推進のため、北海道開発局と連携して設定している道内5つのモデルルートにおいて、自転	<ul style="list-style-type: none"> ・案内看板及び路面表示(矢羽根型)の設置 	—
H31 (R1)	広域的なサイクリングルートの検討 [総合政策部・経済部・建設部]	国において、日本を代表し、世界に誇りうるサイクリングルート(ナショナルサイクルルート)の指定を検討していることなどを踏まえ、関係機関と連携し、広域的なサイクリングルートの検討を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的なサイクリングルートを検討するため、北海道開発局や関係団体と連携し、北海道サイクルルート連携協議会を設置 	—
	自転車利用環境向上会議の開催(再掲) [総合政策部]	日本の自転車環境の向上と道路交通環境づくりの推進のため、全国各地の自転車関連の取組を広く発信・共有し、具体的な自転車まちづくりにつなげていくための全国会議を札幌市で開催する。	<ul style="list-style-type: none"> ・開催日時：R1.8.29(13:00~18:00) 8.30(09:00~12:00) ・開催場所：札幌コンベンションセンター ・主催：北海道、札幌市、北海道開発局 ・テーマ：サイクルツーリズムの推進 自転車利用環境の向上 ・参加者数：463名 	—
	自転車活用推進計画策定の促進(再掲) [総合政策部]	自転車活用推進法に基づき、自転車の活用を推進することを目的に、市町村が策定する自転車活用推進計画の策定を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の策定状況・策定予定時期の把握 ・市町村への情報提供の実施 	—

年度	事業等	概要	推進状況	予算額(千円)
	自転車ネットワーク計画策定の促進(再掲) [総合政策部・]	安全で快適な自転車通行空間を効果的、効率的に整備することを目的に、市町村が策定する自転車ネットワーク計画の策定を促進する。	・市町村の策定状況・策定予定時期の把握 ・市町村への情報提供の実施	—
	大規模自転車道の整備(再掲) [建設部]	自然公園、名勝、観光施設等を結ぶ大規模自転車道線(道内10コース)の整備を推進する。	・札幌恵庭自転車道線(関係機関協議) ・釧路阿寒自転車道線(舗装補修)	—
	安全で快適な自転車通行空間の整備(再掲) [建設部]	市町村が作成した自転車ネットワーク計画に基づく安全で快適な自転車通行空間の整備の推進	・優先整備区間における矢羽根型路面表示等の実施(旭川市)	—
		歩道上の電柱を撤去し、自転車、車、歩行者等相互の視認性を向上させることにより、自転車通行空間の安全性・快適性の確保を推進する。	・蘭越ニセコ倶知安線(倶知安町)における無電柱化	—
R 2	広域的なサイクリングルートの検討 [総合政策部・経済部・建設部]	国において、日本を代表し、世界に誇りうるサイクリングルート(ナショナルサイクルルート)の指定を検討していることなどを踏まえ、関係機関と連携し、広域的なサイクリングルートの検討を行う。	・広域的なサイクリングルートを検討するため、北海道開発局や関係団体と連携し、北海道サイクルルート連携協議会への参画	—
	自転車活用推進計画策定の促進(再掲) [総合政策部]	自転車活用推進法に基づき、自転車の活用を推進することを目的に、市町村が策定する自転車活用推進計画の策定を促進する。	・市町村の策定状況・策定予定時期の把握 ・市町村への情報提供の実施	—
	自転車ネットワーク計画策定の促進(再掲) [総合政策部・建設部]	安全で快適な自転車通行空間を効果的、効率的に整備することを目的に、市町村が策定する自転車ネットワーク計画の策定を促進する。	・市町村が策定する計画の状況把握 ・市町村への情報提供の実施	—
	大規模自転車道の整備(再掲) [建設部]	自然公園、名勝、観光施設等を結ぶ大規模自転車道線(道内10コース)の整備を推進する。	・札幌恵庭自転車道線(路盤舗装工) ・十勝川温泉帯広自転車道線(案内標識) ・釧路阿寒自転車道線(路盤舗装)	—
	安全で快適な自転車通行空間の整備(再掲) [建設部]	市町村が作成した自転車ネットワーク計画に基づく安全で快適な自転車通行空間の整備の推進	・矢羽根型路面表示、分離表示等の実施(石狩市・旭川市・帯広市)	—
		歩道上の電柱を撤去し、自転車、車、歩行者等相互の視認性を向上させることにより、自転車通行空間の安全性・快適性の確保を推進する。	—	—


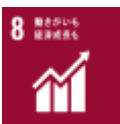


2 SDGsの推進

平成27(2015)年9月、国連で150を超える加盟国首脳が参加の下、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ*」が全会一致で採択され、その中核として17のゴール(目標)と169のターゲットからなる「SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)」が掲げられました。

道では、平成30(2018)年12月、SDGsのゴール等に照らした、本道の直面する課題、独自の価値や強みを踏まえた「めざす姿」などを示した「北海道SDGs推進ビジョン」を策定し、当該ビジョンに沿って、多様な主体と連携・協働しながら、北海道全体でSDGsの推進を図ることとしています。

本計画においては、SDGsの趣旨を踏まえながら、以下のゴールの達成に資する取組を展開することとしています。

*2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)が2015年で終了することを受け、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、2015年9月25日の国連サミットで採択された2030年までの国際開発目標

目標	概要	関連指標
 3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	交通事故死者数
 8 働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する	観光消費額 道外からの観光入込客数 (うち外国人)
 12 つくる責任 つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する	観光消費額 道外からの観光入込客数 (うち外国人)
 13 気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	温室効果ガス排出量



3 本計画に係る関連指標

北海道総合計画などで設定する指標のうち、本計画に関連する指標は、以下のとおりです。

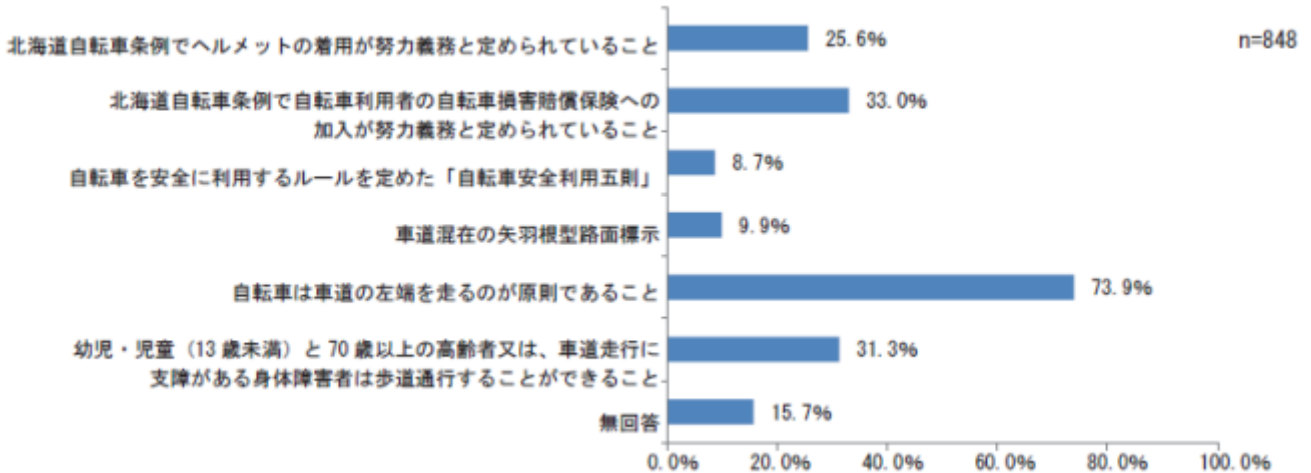
指 標 名	現状値※ (年(度))		目標値 (年(度))		摘 要
温室効果ガス排出量	7,245万t-CO ₂	2012年度	6,099万t-CO ₂ 以下	2025年度	二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの道内排出量の合計
健康寿命 (男性)	71.11年	2013年	増加	2022年度	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間
(女性)	74.39年				
スポーツ実施率	58%	2018年度	65%	2025年度	道内の成人のうち、週に1回以上スポーツをする人の割合
児童生徒の (小学男子)	48.5	2014年度	2022年度までに 全国平均値以上 (50以上)	2022年度	全国体力・運動能力、運動習慣調査結果の総合得点の全国平均値を50とした場合の北海道の数値(小学校5年生、中学校2年生)
体力・運動 (小学女子)	47.7				
能力の状況 (中学男子)	47.9				
(中学女子)	45.9				
交通事故死者数	141人	2018年	150人以下	2020年	北海道交通安全計画
体験型交通安全教 (小)	100.0%	2017年度	100.0%	2022年度	警察などと連携し、児童生徒の体験型交通安全教育を行っている学校や、生徒が自ら積極的に学ぶ活動を行っている学校の割合(北海道教育推進計画)
育等を行っている (中)	96.7%				
学校の割合 (高)	89.1%				
観光消費額 (道内客)	13,271円	2010年度	15,000円	2025年度	道内、国内、海外からの観光客が道内での観光1回に消費した平均額(1人当たり)
(道外客)	69,670円		79,000円		
(外国人)	122,128円		209,000円		
道外からの観光入込客数 (うち外国人客)	723万人 (154万人)	2014年度	1,150万人 (500万人以上)	2025年度	道外から本道を訪れた観光客(国内及び海外)の実人数

(※)現状値は、計画策定時点での最新の統計数値(交通事故死者数だけは、平成30年12月31日時点の数値)

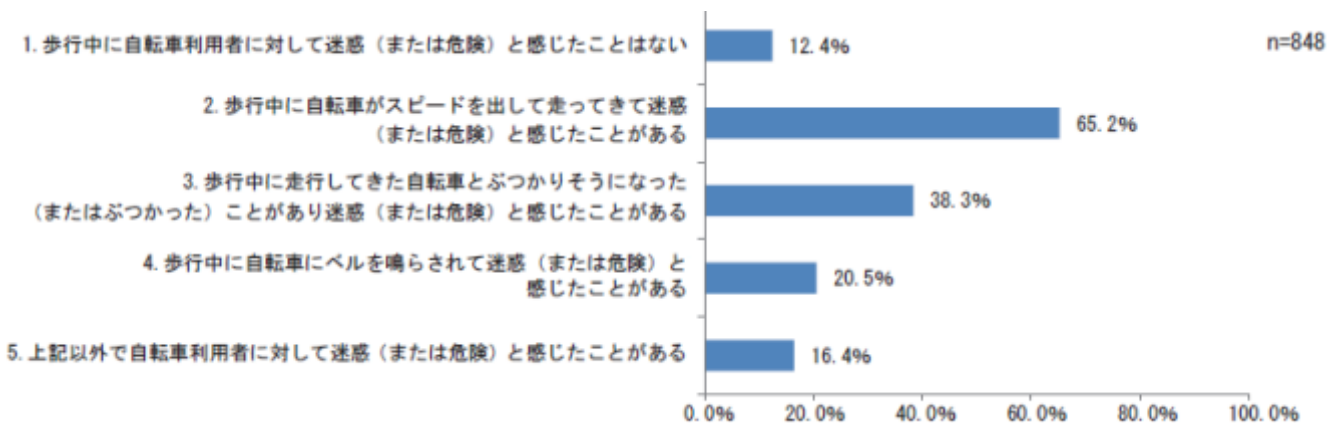
4 自転車の利活用についての道民意識調査結果（令和2年度）

令和2年度の「自転車の利活用について」の調査結果のうち、本文中に掲載していない主な調査結果は次のとおりです。

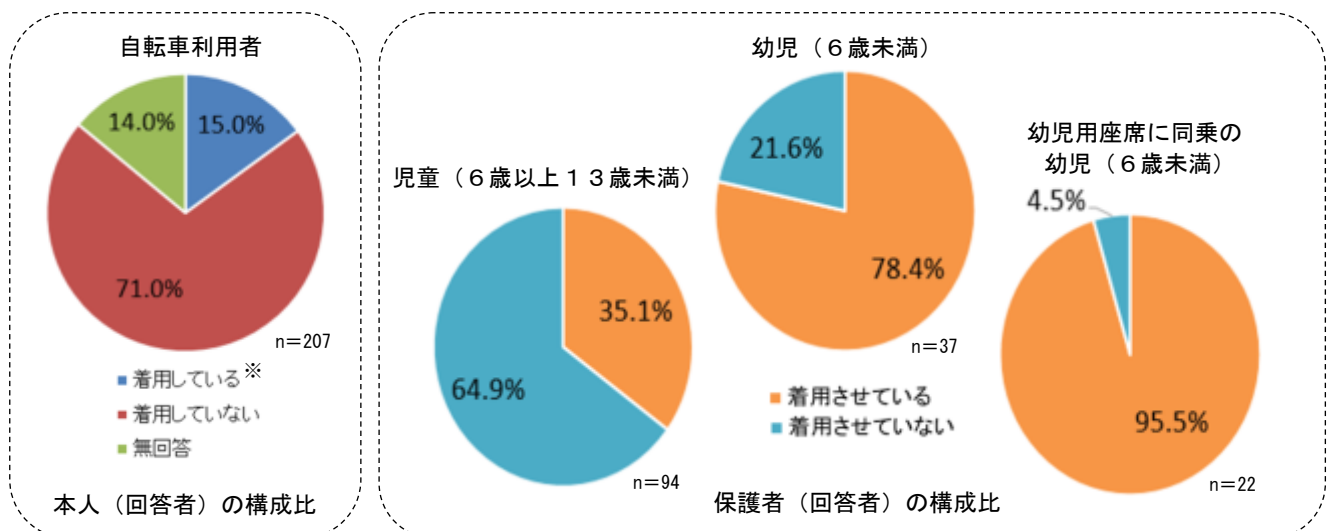
●自転車利用におけるルールへの道民の認知度



●自転車利用のマナーについて道民がどのように感じているか



●ヘルメットを「着用している」もしくは「着用させている」か



※「一般用の自転車」、「スポーツタイプの自転車」、「レンタル自転車」、「それ以外の自転車」のいずれかを利用する時にヘルメットを着用している方

5 北海道のサイクルツーリズム推進方針について

北海道におけるサイクルツーリズムを推進するため、北海道開発局と道では、平成30年度に北海道サイクルツーリズム推進連携会議を設立し、目指す姿や具体的な取組方法、役割分担等を示す共通の指針として「北海道のサイクルツーリズム推進方針」を定め、本方針に基づき、国の自転車活用推進計画に示される「モデルルート」となる、サイクルルートの整備に取り組んでいます。

1. 「サイクルルート」の考え方（基本コンセプト）

ルートは、市町村を跨ぐような骨格となるサイクルルートで、空港や駅、大都市と目的地を結び、安全・安心に移動できる基幹的な路線とし、地域の関係者が連携して高い水準の走行環境、受入環境、情報発信等のサービスを提供するものとする。

起終点は、主要交通結節点（空港、駅、フェリー港、バスターミナル等）とし、通過地は、魅力を有するエリア（国立/国定公園、ジオパーク、世界遺産、日本遺産、北海道遺産、景勝地等）を有し、複数の市町村を通過していること。

なお、上記のルート（以下「基幹ルート」という。）から離れているビューポイントなど、隠れた地域資産を楽しめる、比較的短距離のルートを「地域ルート」として、基幹ルートと一体となって、取り組むことができる。

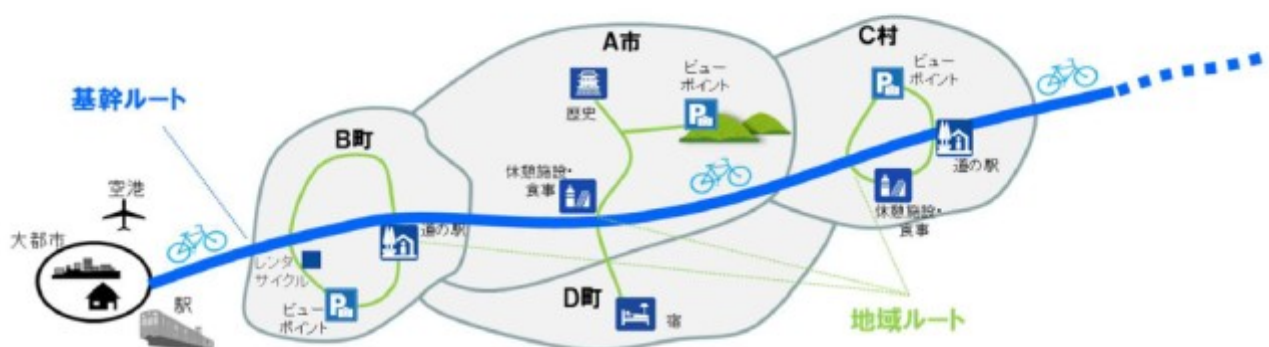


図1 サイクルルートのイメージ図

1-1. 受入環境

サイクリストの快適で安全な利用をサポートするために、各ルートの起終点となる主要交通結節点（前述）には、わかりやすいルート案内（ルートの案内看板の掲示やサイクリングマップの配布等）を行う。

また、サイクルラック、トイレ、給水所、休憩スペースが備えられている休憩施設を一定の間隔で設置する。

1-2. 走行環境

サイクリストがセルフガイドで迷わず安心して走行できるよう、右左折で分岐する交差点や単路部などの全線で統一されたルート案内を行う。

また、サイクリストが安全かつ安心して走行できるよう、主要な交差点や急カーブの手前、トンネルの手前で、路面表示（矢羽根）等による安全対策を行う。

1-3. 情報発信

ルートの魅力や休憩施設等の情報をサイクリストへ提供するとともに、サイクリストから各ルートの評価・意見を投稿可能なコミュニケーションサイトを開設する。

2. 推進体制

北海道内においてサイクルツーリズムを提供する活動団体で構成する「ルート協議会」および観光・自転車等のサイクルツーリズムを所管する公共機関、道路・河川敷等の走行空間の管理者、観光等の民間事業者団体で構成する「連携協議会」を設置し、両者の連携・協働により本方針に基づく取組を持続的に推進する。

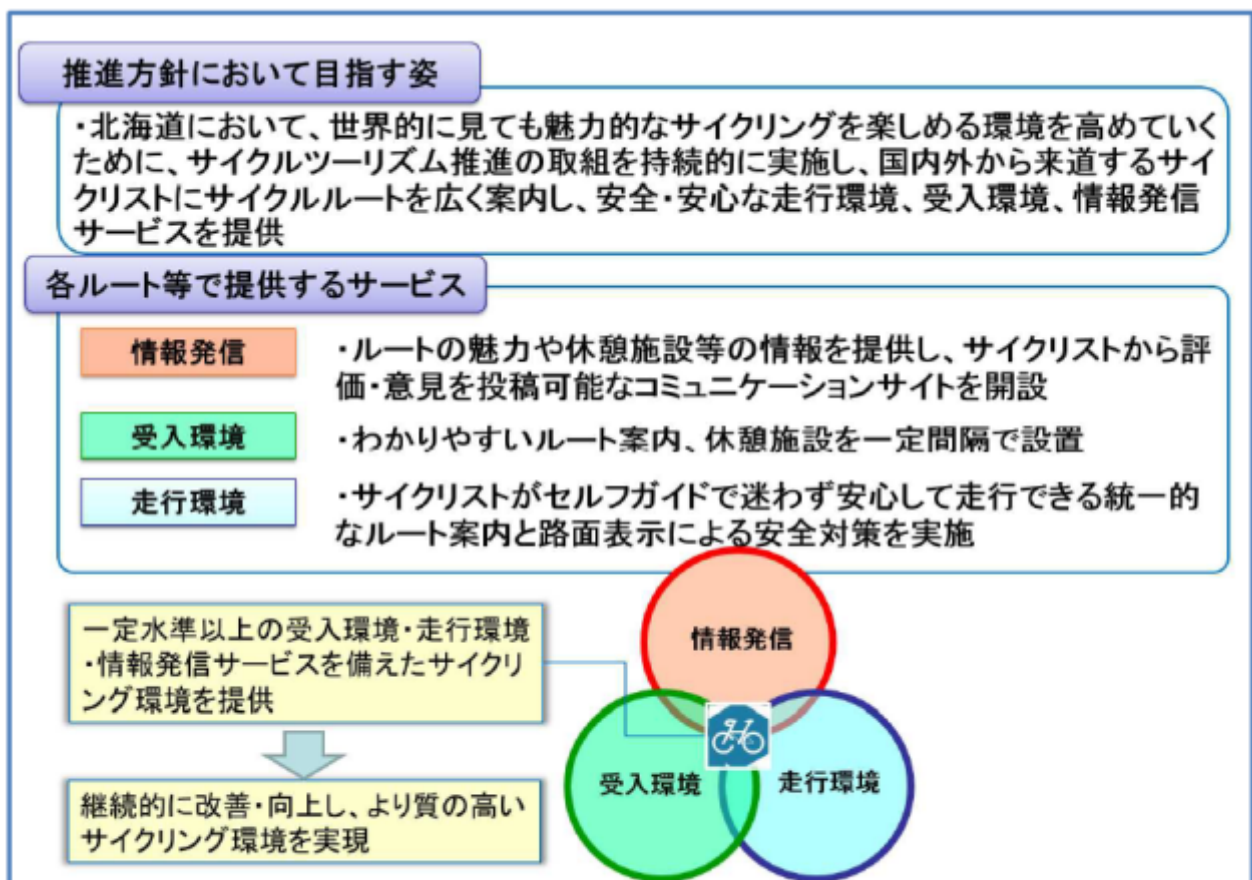


図2 サイクルルート考え方（基本コンセプト）

6 北海道自転車条例（平成30年北海道条例第42号）

目次

- 第1章 総則（第1条―第9条）
- 第2章 基本的施策（第10条―第15条）
- 第3章 自転車損害賠償保険等の加入促進等（第16条―第18条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、自転車の活用及び安全な利用（以下「自転車の活用等」という。）の推進に関し、基本理念を定め、並びに道及び自転車利用者の責務等を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項その他必要な事項を定めることにより、自転車の活用等の推進に関する施策を総合的に推進し、もって環境への負荷の低減、道民の健康の増進、観光の振興等に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 自転車利用者 自転車を利用する者をいう。
- (3) 自転車関係法令 道路交通法その他自転車の活用等に関係する法令をいう。
- (4) 自転車損害賠償保険等 自転車の利用に係る事故により生じた損害を賠償する保険又は共済をいう。

（基本理念）

第3条 自転車の活用等の推進は、自転車による交通が環境への負荷の低減及び災害時における交通機能の維持に資するものであるという基本的認識の下に行われなければならない。

2 自転車の活用等の推進は、自転車の利用を推進することが道民の健康の増進に資するものであるという基本的認識の下に行われなければならない。

3 自転車の活用等の推進は、自転車利用者及び歩行者の安全の確保並びにサイクルツーリズム（自転車を利用した観光をいう。第14条において同じ。）の振興に資するよう、行われなければならない。

（道の責務）

第4条 道は、前条に定める基本理念にのっとり、自転車の活用等の推進に関し、地域の実情に応じた総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 道は、市町村が自転車の活用等の推進に関する施策を策定し、及び実施しようとする場合には、市町村が果たす役割の重要性に鑑み、助言その他の必要な支援を行うものとする。

3 道は、自転車の活用等の推進に関する施策を推進するに当たっては、国、市町村その他の関係する機関及び団体と緊密な連携を図るものとする。

（自転車利用者の責務）

第5条 自転車利用者は、自転車関係法令を遵守し、歩行者及び自動車等（道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。次条において同じ。）の通行に十分に配慮して自転車を利用するとともに、使用する自転車について、必要な点検及び整備を行うよう努めなければならない。

2 自転車利用者は、自らの安全を確保するため、乗車用ヘルメットを着用し、及び夜間においては自転車の側面に反射器材を装着するよう努めなければならない。

3 自転車利用者は、自転車の利用に当たっては、自然環境の保全に配慮するよう努めるものとする。

4 自転車利用者は、冬期においては、その道路状況を考慮して、自転車に適正な器材を装着し、又は自転車の利用を取りやめるよう努めるものとする。

（自動車等運転者の責務）

第6条 自動車等の運転者は、自転車が車両であることを認識し、自転車及び自動車等が共に道路を安全に通行することができるように配慮しなければならない。

2 自動車等の運転者は、自転車の側方を通過するときは、これとの間に安全な間隔を保ち、又は徐行するよう努めなければならない。

(道民の役割)

第7条 道民は、自転車の活用等の推進に関する理解を深めなければならない。

2 道民は、自転車関係法令を遵守するとともに、自転車の利用に関する知識及び技能の習得、環境への負荷の低減に資する自転車の利用並びに家庭、地域等における自転車利用者及び歩行者等の交通の安全に係る教育及び啓発に関する取組を行うよう努めるものとする。

3 道民は、国、道及び市町村が実施する自転車の活用等の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、自転車の活用等の推進に関する理解を深めるとともに、その事業活動において自転車の活用等の推進を図るよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業活動において従業員その他の者に自転車を利用させるときは、自転車関係法令を遵守させるとともに、乗車用ヘルメットの着用を推奨するものとする。

3 事業者は、国、道及び市町村が実施する自転車の活用等の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(自転車関係団体の役割)

第9条 自転車の活用等の推進に関する活動を行う団体(次項において「自転車関係団体」という。)は、自転車の活用等に関する機運を醸成するための活動その他自転車の活用等の推進に資する活動を自主的かつ積極的に推進するよう努めるものとする。

2 自転車関係団体は、国、道及び市町村が実施する自転車の活用等の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(体制の整備)

第10条 道は、国、市町村等と連携し、自転車の活用等を総合的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

(自転車交通安全教育の推進)

第11条 道は、道民に対し、自転車の利用のための交通安全教育(第18条において「自転車交通安全教育」という。)を行うものとする。

(普及啓発等)

第12条 道は、自転車の活用等の推進に関する意識の高揚を図るため、広く道民及び国内外から訪れる観光旅客等に対して、自転車の活用等に関する普及啓発に努めるものとする。

2 道は、自転車利用者の自転車損害賠償保険等への加入を促進するため、自転車損害賠償保険等に関する普及啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(自転車専用道路等の整備)

第13条 道は、自転車の活用等の推進を図るため、国及び市町村と連携し、その管理する道路の保全を適切に行うとともに、道路法(昭和27年法律第180号)第48条の14第2項に規定する自転車専用道路、自転車活用推進法(平成28年法律第113号)第8条第1号の自転車専用車両通行帯等の整備に努めるものとする。

(サイクルツーリズムの推進)

第14条 道は、本道の特性を生かし、その魅力を高めるため、国及び市町村、観光に関する事業を行う者、公共交通に関する事業を行う者その他関係者と連携して、観光旅客が自転車を利用しやすい環境の整備その他サイクルツーリズムを推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第15条 道は、自転車の活用等の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 自転車損害賠償保険等の加入促進等

(自転車損害賠償保険等の加入促進)

第16条 自転車利用者は、自転車損害賠償保険等への加入に努めるものとする。ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

- 2 自転車の小売を業とする者（次条第1項及び第2項において「自転車小売業者」という。）は、自転車を購入しようとする者（同条第1項及び第2項において「自転車購入者」という。）に対し、自転車損害賠償保険等への加入の必要性に関する啓発及び自転車損害賠償保険等に関する情報の提供に努めるものとする。
- 3 自転車の貸付けを業とする者（次条第3項において「自転車貸付業者」という。）その他の自転車を事業の用に供する事業者は、その事業活動に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。

（自転車小売業者等による情報提供等）

第17条 自転車小売業者は、自転車購入者に対し、防犯登録（自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第12条第3項に規定する防犯登録をいう。）の必要性及び施設等による防犯の効果を説明するよう努めるものとする。

- 2 自転車小売業者は、自転車購入者に対し、自転車の点検及び整備の必要性、乗車用ヘルメットの着用の推奨その他の自転車の活用等の推進に関する必要な情報の提供及び助言を行うよう努めるものとする。
- 3 自転車貸付業者は、自転車を借り受けようとする者に対し、自転車の活用等の推進に関する必要な情報の提供及び助言を行うよう努めるものとする。

（学校等における自転車交通安全教育の推進）

第18条 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。）の長は、その児童、生徒又は学生が自転車を安全に利用することができるよう、その発達段階に応じた自転車交通安全教育を行うよう努めるものとする。

- 2 幼児、児童又は生徒を保護する責任のある者は、その保護する幼児、児童又は生徒に対し、自転車交通安全教育を行うよう努めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第16条第3項の規定は、同年10月1日から施行する。
- 2 道は、この条例の施行の日から起算して3年を目途として自転車の活用等の状況等を踏まえて必要な措置を講じ、その後は、5年を経過するごとに、社会情勢の変化等を踏まえ、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

7 自転車活用推進法（平成二十八年法律第百十三号）

目次

- 第一章 総則（第一条一第七条）
- 第二章 自転車の活用の推進に関する基本方針（第八条）
- 第三章 自転車活用推進計画等（第九条一第十一条）
- 第四章 自転車活用推進本部（第十二条・第十三条）
- 第五章 雑則（第十四条・第十五条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、極めて身近な交通手段である自転車の活用による環境への負荷の低減、災害時における交通の機能の維持、国民の健康の増進等を図ることが重要な課題であることに鑑み、自転車の活用の推進に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び自転車の活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、自転車活用推進本部を設置することにより、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自転車の活用の推進は、自転車による交通が、二酸化炭素、粒子状物質等の環境に深刻な影響を及ぼすおそれのある物質を排出しないものであること、騒音及び振動を発生しないものであること、災害時において機動的であること等の特性を有し、公共の利益の増進に資するものであるという基本的認識の下に行われなければならない。

2 自転車の活用の推進は、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の程度を低減することが、国民の健康の増進及び交通の混雑の緩和による経済的社会的効果を及ぼす等公共の利益の増進に資するものであるという基本的認識の下に行われなければならない。

3 自転車の活用の推進は、交通体系における自転車による交通の役割を拡大することを旨として、行われなければならない。

4 自転車の活用の推進は、交通の安全の確保を図りつつ、行われなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自転車の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、情報の提供その他の活動を通じて、基本理念に関する国民の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自転車の活用の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の実情に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、情報の提供その他の活動を通じて、基本理念に関する住民の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第五条 公共交通に関する事業その他の事業を行う者は、自転車と公共交通機関との連携の促進等に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する自転車の活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（国民の責務）

第六条 国民は、基本理念についての理解を深め、国又は地方公共団体が実施する自転車の活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（関係者の連携及び協力）

第七条 国、地方公共団体、公共交通に関する事業その他の事業を行う者、住民その他の関係者は、基本理念の実現に向けて、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

第二章 自転車の活用の推進に関する基本方針

第八条 自転車の活用の推進に関して、重点的に検討され、及び実施されるべき施策は、次に掲げるとおりとする。

- 一 良好な自転車交通網を形成するため必要な自転車専用道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の十四第二項に規定する自転車専用道路をいう。）、自転車専用車両通行帯等の整備
- 二 路外駐車場（駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第二条第二号に規定する路外駐車場をいう。）の整備及び時間制限駐車区間（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第四十九条第一項に規定する時間制限駐車区間をいう。）の指定の見直し
- 三 自転車を賃貸する事業の利用者の利便の増進に資する施設の整備
- 四 自転車競技のための施設の整備
- 五 高い安全性を備えた良質な自転車の供給体制の整備
- 六 自転車の安全な利用に寄与する人材の育成及び資質の向上
- 七 情報通信技術等の活用による自転車の管理の適正化
- 八 自転車の利用者に対する交通安全に係る教育及び啓発
- 九 自転車の活用による国民の健康の保持増進
- 十 学校教育等における自転車の活用による青少年の体力の向上
- 十一 自転車と公共交通機関との連携の促進
- 十二 災害時における自転車の有効活用に関する体制の整備
- 十三 自転車を活用した国際交流の促進
- 十四 自転車を活用した取組であって、国内外からの観光旅客の来訪の促進、観光地の魅力の増進その他の地域の活性化に資するものに対する支援
- 十五 前各号に掲げるもののほか、自転車の活用の推進に関し特に必要と認められる施策

第三章 自転車活用推進計画等

（自転車活用推進計画）

第九条 政府は、自転車の活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、前条に定める自転車の活用の推進に関する基本方針に即し、自転車の活用の推進に関する目標及び自転車の活用の推進に関し講ずべき必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を定めた計画（以下「自転車活用推進計画」という。）を定めなければならない。

- 2 国土交通大臣は、自転車活用推進計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 3 政府は、自転車活用推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、自転車活用推進計画の変更について準用する。

（都道府県自転車活用推進計画）

第十条 都道府県は、自転車活用推進計画を勘案して、当該都道府県の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画（次項及び次条第一項において「都道府県自転車活用推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 都道府県は、都道府県自転車活用推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

（市町村自転車活用推進計画）

第十一条 市町村（特別区を含む。次項において同じ。）は、自転車活用推進計画（都道府県自転車活用推進計画が定められているときは、自転車活用推進計画及び都道府県自転車活用推進計画）を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画（次項において「市町村自転車活用推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 市町村は、市町村自転車活用推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

第四章 自転車活用推進本部

(設置及び所掌事務)

第十二条 国土交通省に、特別の機関として、自転車活用推進本部（次項及び次条において「本部」という。）を置く。

2 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自転車活用推進計画の案の作成及び実施の推進に関すること。
- 二 自転車の活用の推進について必要な関係行政機関相互の調整に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自転車の活用の推進に関する重要事項に関する審議及び自転車の活用の推進に関する施策の実施の推進に関すること。

(組織等)

第十三条 本部は、自転車活用推進本部長及び自転車活用推進本部員をもって組織する。

2 本部の長は、自転車活用推進本部長とし、国土交通大臣をもって充てる。

3 自転車活用推進本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 総務大臣
 - 二 文部科学大臣
 - 三 厚生労働大臣
 - 四 経済産業大臣
 - 五 環境大臣
 - 六 内閣官房長官
 - 七 国家公安委員会委員長
 - 八 前各号に掲げる者のほか、国土交通大臣以外の国务大臣のうちから、国土交通大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者
- 4 前三項に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 雑則

(自転車の日及び自転車月間)

第十四条 国民の間に広く自転車の活用の推進についての関心と理解を深めるため、自転車の日及び自転車月間を設ける。

2 自転車の日は五月五日とし、自転車月間は同月一日から同月三十一日までとする。

3 国は、自転車の日においてその趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとし、国及び地方公共団体は、自転車月間においてその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう奨励しなければならない。

(表彰)

第十五条 国土交通大臣は、自転車の活用の推進に関し特に顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うことができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(法制上の措置)

第二条 政府は、自転車の活用の推進を担う行政組織の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(検討)

第三条 政府は、自転車の運転に関し道路交通法に違反する行為への対応の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、自転車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(自転車道の整備等に関する法律の一部改正)

第四条 自転車道の整備等に関する法律（昭和四十五年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「市町村である」及び「市町村道であつて」を削り、同条第二項中「市町村である」を削る。

(国土交通省設置法の一部改正)

第五条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九条の二」を「第二十九条の三」に改める。

第四条第一項第百十七号の次に次の一号を加える。

百十七の二 自転車活用推進計画(自転車活用推進法(平成二十八年法律第百十三号)第九条第一項に規定する自転車活用推進計画をいう。)の作成及び推進に関すること。

小笠原総合事務所

第二十七条第二項中「小笠原総合事務所」を「

自転車活用推進本部

」に改める。

第三章第三節中第二十九条の二を第二十九条の三とし、第二十九条の次に次の一条を加える。

(自転車活用推進本部)
第二十九条の二 自転車活用推進本部については、自転車活用推進法(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。



第2期 北海道自転車利活用推進計画

令和3年(2021年) 月策定

北海道総合政策部地域創生局地域政策課

TEL: 011-204-5791 (直通)

FAX: 011-232-1053